

# 宮崎県 信用保証協会の現況

～ ディスクロージャー誌 2025 ～

令和7年度



CREDIT GUARANTEE CORP. OF MIYAZAKI  
宮崎県信用保証協会

## ごあいさつ

宮崎県信用保証協会  
会長 横山 浩文



平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も当協会の業務内容や事業実績、経営計画等をご報告するためのディスクロージャー誌を発刊いたしました。本誌を通じまして、より多くの皆さまに当協会や信用保証制度に対する理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、宮崎県経済は農林水産業を基盤とする地域産業に加え、観光、食品加工、IT、再生可能エネルギーといった分野でも着実な発展を見せており、多様化の道を進みつつあります。令和6年度においては、観光面でコロナ禍からの回復が続くなど、明るい動きはあったものの、長引く物価上昇の影響等により、全体としては持ち直しの動きに足踏みが見られたように思います。さらに、昨今の人手不足やエネルギー価格の上昇、経営者の高齢化といった課題は、依然として中小企業の大きな負担となっております。

そうした課題に直面する事業者の皆さまに対し、当協会では、アフターコロナに対応した借換制度である「伴走支援型特別保証制度」やその後継制度である「経営力強化保証制度」の利用促進に取り組み、円滑な資金調達を支援する保証業務を通じて、事業の持続と成長を後押ししてまいりました。加えて、経営支援部門では、事業者への訪問をメインとしたヒアリングの実施により、事業者が抱えている経営課題や経営支援のニーズ等の把握に努めてまいりました。また、「宮崎県中小企業支援ネットワーク」では相談事業として計4回の合同相談会、協働事業として「人材・人手確保に関するワークショップ」、研修・勉強会事業として財務や業種別支援の着眼点についての研修等を実施いたしました。

今後とも、信用保証協会に強く求められている「事業者への経営改善・事業再生支援」や「経営者保証に依存しない融資慣行の確立」をはじめ、関係機関と連携した様々な取組みを積極的に推進するとともに、外部環境の変化にも的確に対応していく所存です。

当協会はこれからも信頼され必要とされる信用保証協会であるべく、社会規範やコンプライアンスの遵守を含め、公的信用保証機関としての責任を果たしてまいります。そして、金融機関や関係団体の皆さまと力を合わせ、事業者の皆さまに寄り添った支援を展開してまいりますので、引き続きご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

令和7年8月

# CONTENTS

## ごあいさつ

1. 宮崎県信用保証協会の概要 ..... 2
  - 沿革、業績の推移
2. 信用保証協会の役割 ..... 3
3. 信用保証のしくみ ..... 4
  - 信用補完制度 ● 信用保証制度 ● 信用保険制度
4. 令和6年度事業報告 ..... 6
  - 貸借対照表 ● 収支計算書 ● 財産目録 ● 基本財産
  - 令和6年度の主な取組み
5. 令和7年度経営計画 ..... 24
6. コンプライアンスについて ..... 30
7. 個人情報保護宣言 ..... 32
8. 信用保証のご利用について ..... 34
  - ご利用いただけるお客様 ● 原則として保証を受けられない方
  - 保証の内容 ● 責任共有制度について ● 信用保証料について
9. 主な信用保証制度の紹介 ..... 38
10. 近年の業務実績及び保証承諾統計 ..... 40
  - 近年の業務実績（5カ年分） ● 保証承諾統計（3カ年分） ● 代位弁済
11. 役員・組織体制 ..... 47
  - 役員名簿 ● 組織機構図

### シンボルマーク紹介



グリーンが宮崎県の雄大な自然を表し、「信用」の『S』が県内経済に幅広く浸透していくイメージをデザイン化したものです。

### 宮崎県信用保証協会のオリジナルキャラクター紹介



「ワンポ」

古来、人との関わりが深く、番犬としての頼もしいイメージと、人懐っこく可愛らしいイメージの両方を持ち合わせた「犬」をモチーフとしています。

当協会のコーポレートカラー『ハンターグリーン』をベースに、「信用保証」の『信』の文字をあしらったロボットスーツを着用し、県内の中小企業・小規模事業者の皆さんのために奔走します。

## 1

## 宮崎県信用保証協会の概要

(令和7年3月末時点)

## 沿革

昭和24年3月29日 社団法人宮崎県信用保証協会設立認可  
 昭和24年4月16日 設立登記  
 昭和24年10月25日 財団法人に組織変更  
 昭和28年8月10日 「信用保証協会法」公布施行  
 昭和29年6月28日 信用保証協会法に基づく宮崎県信用保証協会認可

## 根拠法律

信用保証協会法

## 目的

中小企業・小規模事業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、金融の円滑化を通じて、事業の健全な発展を支援する

## 基本財産

14,824百万円  
 基金 7,148百万円  
 基金準備金 7,676百万円

## 保証債務残高

件数 23,555件  
 金額 192,282百万円

## 利用企業者数

14,652企業（前年比146先増加）

## 役員数

理事12名（非常勤9名）  
 監事3名（非常勤2名）  
 職員53名

## 事務所

本所  
 昭和37年7月1日 都城連絡所開設  
 （都城商工会議所内において、月1回の定期相談会を行っています。）  
 昭和49年5月27日 新事務所営業開始（現在の店舗：宮崎市宮田町2番23号）  
 昭和52年4月4日 延岡支所開設（延岡商工会館内）  
 平成26年4月1日 延岡支所廃止（延岡商工会館内）

## 業績の推移

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保証承諾	50,152	45,609	61,939
保証債務残高	218,385	195,897	192,282
代位弁済	1,235	1,959	2,196
回収	333	316	308
収支差額	624	516	447
保証利用度	42.3%	45.5%	46.0%

## 信用保証協会の目的

信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業・小規模事業者が銀行その他金融機関から貸付等を受ける際に、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

## 信用保証協会の理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業・小規模事業者に対し、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、金融相談、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

### 中小企業者等のために

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真摯に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業・小規模事業者と金融機関とを結ぶ「架け橋」の役割を果たすとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達に係る助言その他の支援を行います。

### 金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に直接融資を行う機関ではありませんが、その公的保証人になることにより金融機関のリスクを軽減し金融の円滑化を図るとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を促進するために、金融機関との連携を通じて、中小企業・小規模事業者の成長、発展を支援する役割を果たしています。

# 3

## 信用保証のしくみ

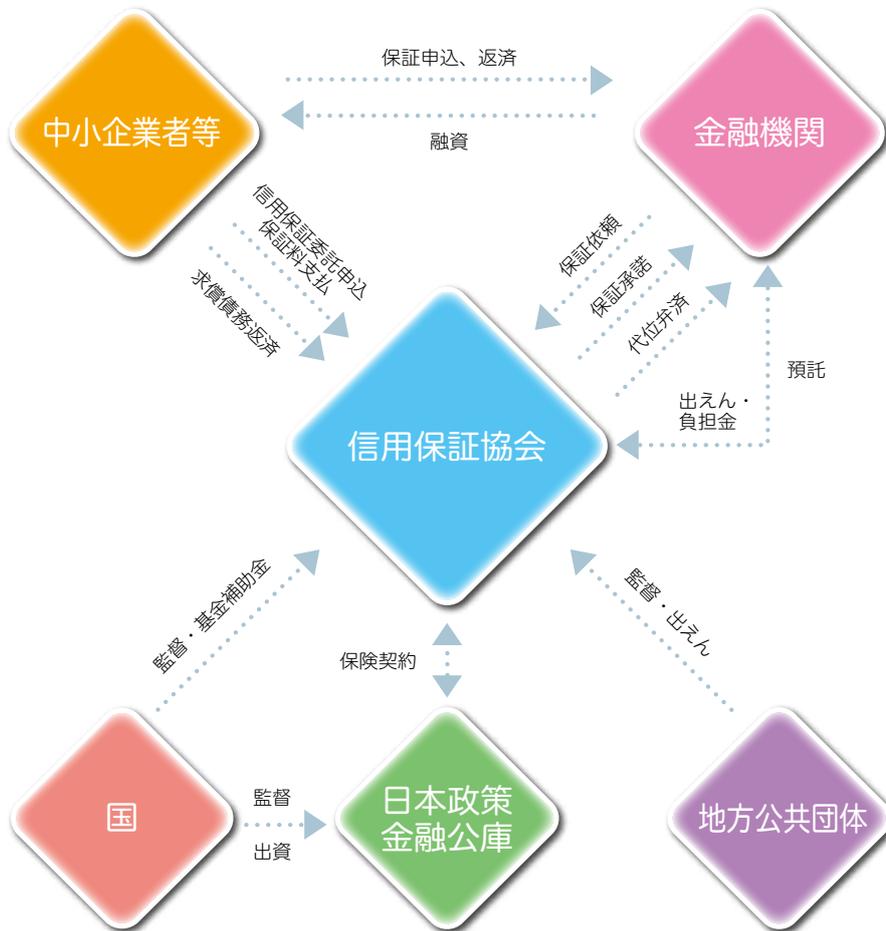
### 信用補完制度

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から融資を受ける際に、保証協会が公的な保証人となって借入等を容易にし、中小企業の健全な育成を金融の側面からサポートする制度が「信用保証制度」です。

この制度を強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は、日本政策金融公庫の保険によって保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険が掛けられている制度です。

この信用保証制度と信用保険制度の二つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。この信用補完制度は、国の経済政策において重要な施策として機能しています。

#### 【信用補完制度の概略図】



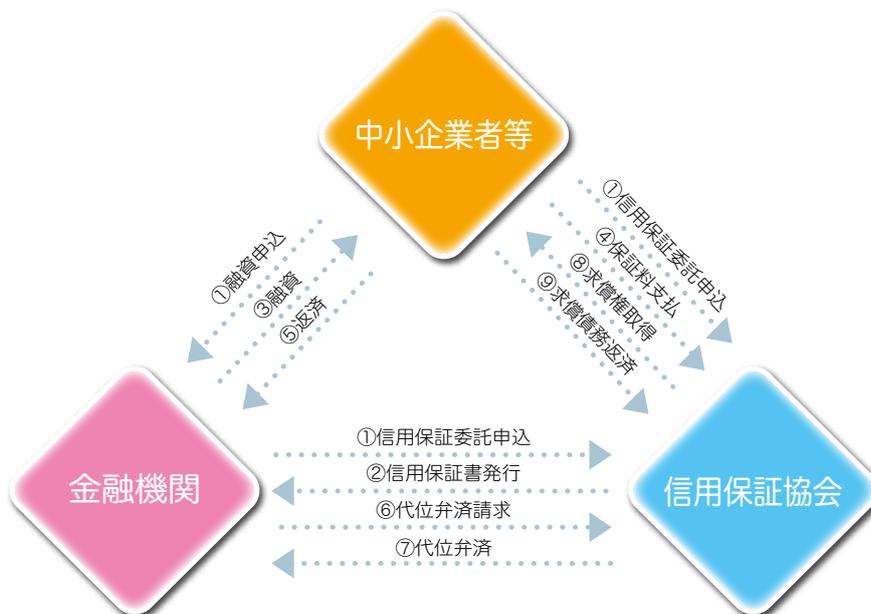
### 信用保証制度

信用保証制度の当事者は、中小企業・小規模事業者、金融機関、保証協会の三者です。

- ① 中小企業者等は、金融機関又は保証協会に保証の申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行い、信用保証が適当と認めた場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。

- ③ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。
- ④ 中小企業者等は、金融機関を通じて保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者等は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者等が何らかの事情で借入金のお金または一部の返済が出来なくなった場合、金融機関は当協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づき中小企業者等に代わって借入金の残金を金融機関に代位弁済をします。
- ⑧ 当協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権（債権）を取得します。
- ⑨ 当協会は、中小企業者等の立ち直りを支援しつつ、中小企業者等から求償権の回収を行います。

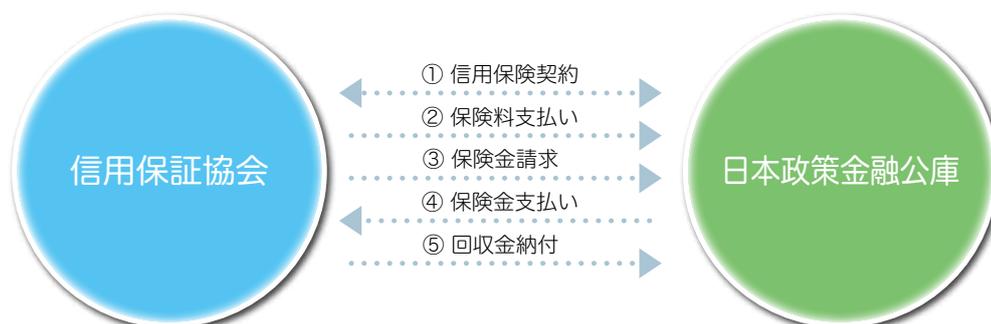
### 【信用保証制度の概略図】



### 信用保険制度

- ① 日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」）と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を保険金の受領割合に応じて、日本政策金融公庫に納付します。

### 【信用保険制度の概略図】



## 4

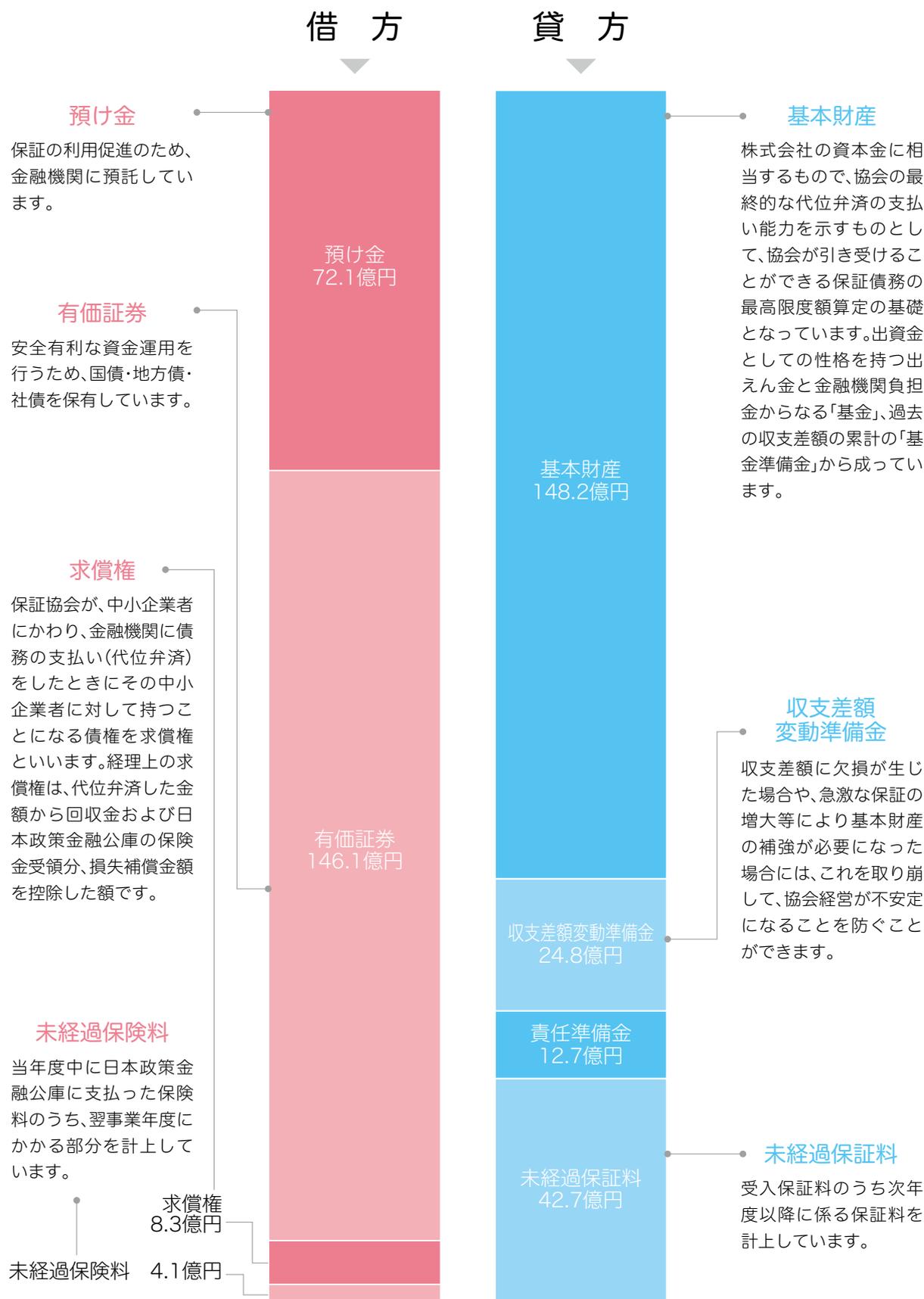
## 令和6年度事業報告

## 貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	14,823,523,211
現 金	0	基 金	7,147,909,000
小 切 手	0	基 金 準 備 金	7,675,614,211
預 け 金	7,219,692,500	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	2,483,651,815
普 通 預 金	4,649,280,798	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
通 知 預 金	0	責 任 準 備 金	1,273,481,356
定 期 預 金	2,539,900,000	求 償 権 償 却 準 備 金	231,830,274
郵 便 貯 金	30,511,702	退 職 給 与 引 当 金	409,049,106
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	982,178,637
有 価 証 券	14,614,479,927	保 証 債 務	192,281,829,401
国 債	199,256,634	求 償 権 補 填 金	0
地 方 債	4,599,831,963	保 険 金	0
社 債	9,298,291,330	損 失 補 償 補 填 金	0
株 式	2,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	0	短 期 借 入 金	0
譲 渡 性 預 金	515,100,000	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	335,711,326	雑 勘 定	4,309,186,299
事 業 用 不 動 産	319,574,937	仮 受 金	514,081
事 業 用 動 産	16,136,389	保 険 納 付 金	28,577,874
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	5,418,829
建 設 仮 勘 定	0	未 経 過 保 証 料	4,274,086,314
損 失 補 償 金 見 返	982,178,637	未 払 保 険 料	589,201
保 証 債 務 見 返	192,281,829,401	未 払 費 用	0
求 償 権	830,423,939	有 価 証 券 未 払 金	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	530,414,369		
仮 払 金	10,863,346		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	82,440,103		
連 合 会 勘 定	69,800		
未 収 利 息	25,939,074		
有 価 証 券 未 収 入 金	0		
未 経 過 保 険 料	411,102,046		
合 計	216,794,730,099	合 計	216,794,730,099

## [貸借対照表の用語解説]

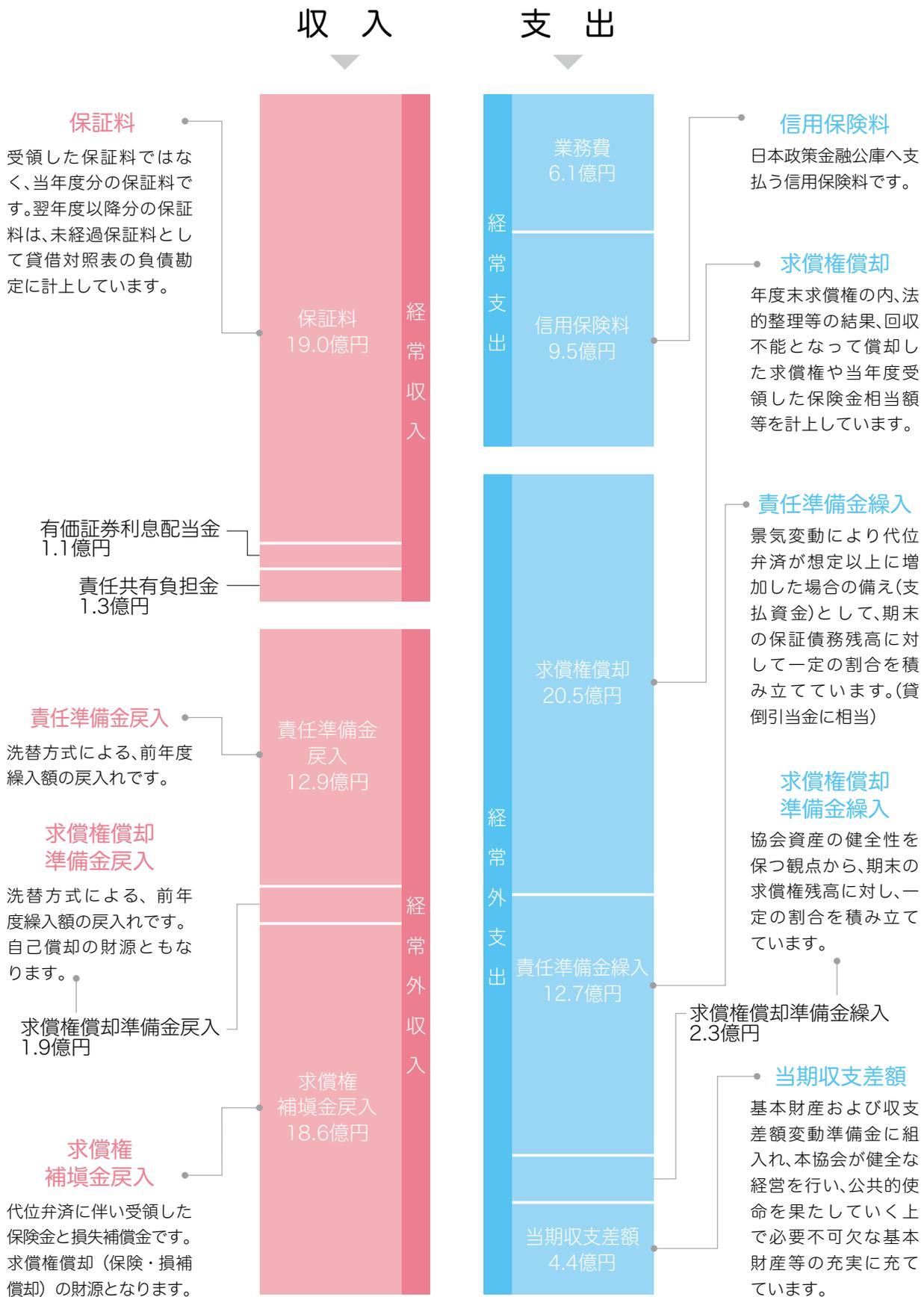


# 収支計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
経常収入	2,192,503,502	経常支出	1,571,879,463
保証料	1,907,630,974	業務費	612,989,033
預け金利息	5,509,274	役職員給与	320,437,633
有価証券利息配当金	114,248,682	退職給与引当金繰入	36,257,202
調査料	0	その他人件費	78,696,436
延滞保証料	0	旅費	7,555,655
損害金	6,058,829	事務費	95,992,393
事務補助金	16,650,758	賃借料	12,879,182
責任共有負担金	135,412,000	動産・不動産償却	6,347,800
雑収入	6,992,985	信用調査費	3,362,084
		債権管理費	10,070,134
		指導普及費	30,480,904
		負担金	10,909,610
		借入金利息	0
		信用保険料	958,890,430
		責任共有負担金納付金	0
		雑支出	0
小計		小計	
		経常収支差額	620,624,039
経常外収入	3,394,887,463	経常外支出	3,568,533,342
償却求償権回収金	40,442,392	求償権償却	2,054,202,511
責任準備金戻入	1,292,350,516	譲受債権償却	0
求償権償却準備金戻入	198,557,738	雑勘定償却	5,757,211
求償権補填金戻入	1,863,536,817	有価証券評価損	0
保険金	1,671,886,574	有価証券売却損	0
損失補償補填金	191,650,243	退職金	3,261,990
有価証券評価益	0	責任準備金繰入	1,273,481,356
有価証券売却益	0	求償権償却準備金繰入	231,830,274
補助金	0	その他支出	0
その他収入	0		
小計		小計	
		経常外収支差額	△ 173,645,879
		制度改革促進基金取崩額	0
		収支差額変動準備金取崩額	0
		当期収支差額	446,978,160
		収支差額変動準備金繰入額	223,489,080
		基本財産繰入額	223,489,080

# 収支計算書の用語解説



## 財産目録 (令和7年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	7,219,692,500	責 任 準 備 金	1,273,481,356
金 銭 信 託	0	求 償 権 償 却 準 備 金	231,830,274
有 価 証 券	14,614,479,927	退 職 給 与 引 当 金	409,049,106
動 産・不 動 産	335,711,326	損 失 補 償 金	982,178,637
損 失 補 償 金 見 返	982,178,637	保 証 債 務	192,281,829,401
保 証 債 務 見 返	192,281,829,401	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	830,423,939	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	4,309,186,299
雑 勘 定	530,414,369		
合 計	216,794,730,099	合 計	199,487,555,073
		正 味 財 産	17,307,175,026



## 基本財産

### 基本財産とは

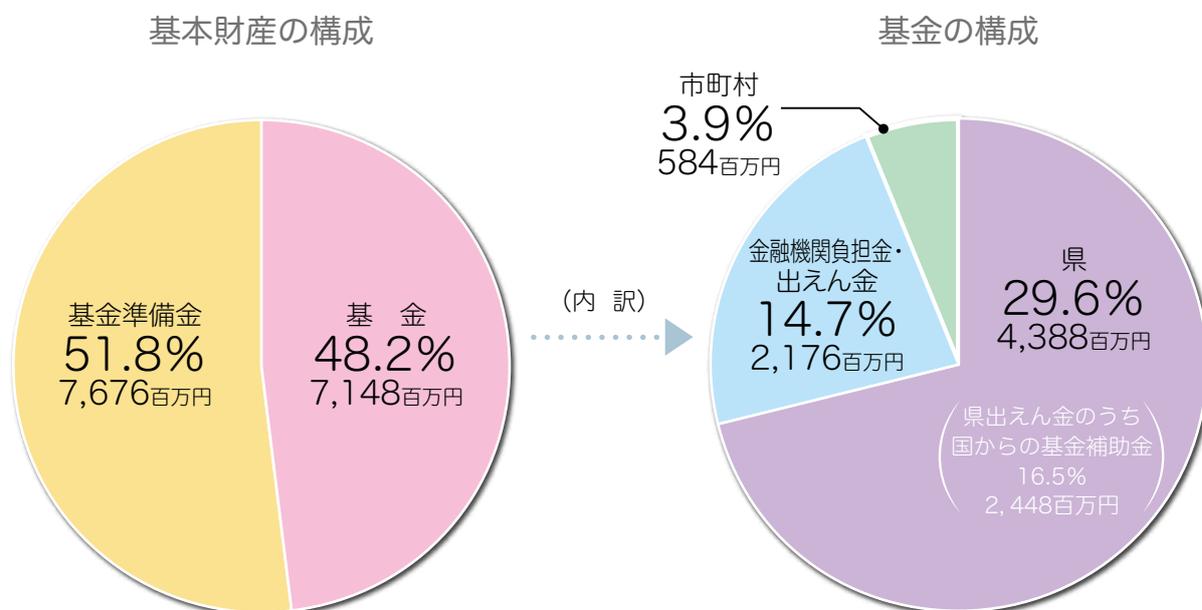
一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の40倍（定款倍率）と定められています。したがって、中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

### 基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、県・市町村等からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

### 基本財産の内訳（令和7年3月31日現在）



(単位：百万円)

基本財産		14,824	100.00%	
① 基金	基金	7,148	48.2%	
	地方公共団体出えん金	県	4,388	29.6%
		（うち国からの基金補助金）	(2,448)	(16.5%)
		市町村	584	3.9%
② 基金準備金	金融機関負担金・出えん金	2,176	14.7%	
	基金準備金	7,676	51.8%	

# 令和6年度の主な取組み

## 経営支援

### 宮崎県中小企業支援ネットワークとしての取組み

#### ●人材・人手確保に関するワークショップ

令和6年8月20日（火）・9月12日（木）・10月10日（木）の全3回、宮崎県庁防災庁舎において、宮崎県中小企業支援ネットワーク（共同事務局：宮崎県、当協会）主催で「人材・人手確保に関するワークショップ」を開催しました。

このワークショップは、ネットワーク構成機関職員と、例年求人を行っているものの申し込みがない、求める人材とのマッチングにつながっていない等、「人材・人手不足」に関する悩みを抱えている県内事業者を対象に実施しているものです。

講師である株式会社ヒトコトLab代表取締役 箱島健人氏による「採用を成功させるための原理原則とお金を掛けない採用方法」に関する講演の後、講師指導の下、各自持ち寄った求人票の改善作業を行いました。



#### ●「事業再生に関する研修会」を開催しました

令和6年10月2日（水）、アートホテル宮崎スカイタワーにおいて、株式会社お米デザインの葉草正幸氏、柳堀友美氏を講師として標記研修会を開催しました。

中小企業支援ネットワーク構成機関の職員等約60名を前に、会社経営者、支援者の両方の立場から事業再生に取り組んできた経験をもとに、売上を伸ばすための工夫や、支援を行うにあたって着目すべきポイント、心得についてお話しいただきました。



#### ●副業・兼業に関する研修会

令和6年11月5日（火）、KITENビルコンベンションホールにおいて、「副業・兼業に関する研修会」を開催しました。

「人材不足」問題は、支援機関職員から関心が高いテーマであり、今年の8～10月にも求人支援に関するワークショップを実施したところですが、今回は、雇用とは別の方法で人材不足の解消が期待できる「副業・兼業」の活用に関する内容の研修会を企画したものです。

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会の葛谷美里氏に講演をしていただき、金融機関や商工団体等の職員31名を前に、働き手の減少や副業解禁といった採用市場の変化により需要が増加している「副業・兼業」の仕組みや活用のポイントについて、好（悪）事例を交えてお話しいただきました。

参加者からは、「人材活用におけるポイント、失敗事例等について学ぶことができ、支援事業者にアドバイスする際の参考になった。」「経営者の面談時に話をする幅が広がった。今回聞いた事例を参考に、外部人材の活用を広げていきたい。」などの感想をいただきました。



## ●支援者向け地区別研修会

令和6年10月から11月にかけて、下表のとおり4ヶ所で標記研修会を開催しました。

昨年度は会場ごとに異なるテーマと講師で実施しましたが、今年度はいずれの会場も中小企業診断士の宮本祐輔氏に「伴走支援に必要な財務分析の基礎」と題してお話いただきました。

ネットワーク構成機関（金融機関、商工団体、中小企業支援機関等）の職員等延べ102名に参加していただき、終了後に行ったアンケートでは7割超の方から「大変役に立った」と評価していただきました。

開催日	会場	参加人数
令和6年10月16日（水）	日向市中央公民館	24名
令和6年10月22日（火）	KITTO小林	14名
令和6年11月14日（木）	日南市テクノセンター	20名
令和6年11月18日（月）	県庁防災庁舎	44名



## ●全体会議

令和7年1月21日（火）、県防災庁舎において全体会議を開催しました。構成機関（金融機関、商工団体、中小企業支援機関、土業団体等）及びアドバイザー（九州経済産業局、九州財務局宮崎財務事務所）の役職員合計37名が参加し、以下の内容について報告、意見交換を行いました。



- 令和6年度活動報告並びに令和7年度の活動方針について（事務局）
- 宮崎県中小企業支援ネットワーク運営規定の改定について（事務局）
- 施策説明1：中小企業金融施策等について（九州経済産業局産業部）
- 施策説明2：中堅企業等の支援について（九州経済産業局地域経済部）

## ●「業種別支援の着眼点」に関する研修会

金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室 室長補佐の渡辺茂紀氏をお招きし、令和7年1月21日（火）、22日（水）にそれぞれ開催した研修会でご講演いただきました。

1月21日は、上記中小企業支援ネットワーク全体会議終了後に、同ネットワークの「支援者向け研修会」として県防災庁舎において構成機関及びアドバイザーの役職員を対象として開催し、現地及びオンラインで約130名が参加しました。

「業種別支援の着眼点」を作成した背景や、飲食業、小売業、建設業、サービス業、介護業の5業種の概要について説明していただきました。

また、1月22日は、当協会会議室において当協会役職員向けにお話しいただきました。「業種別支援の着眼点」の内容の説明だけでなく、元信用金庫職員であり中小企業診断士として独立したこともあるという渡辺氏の経験を踏まえ、保証協会職員としてどのように経営支援に取り組んでいくべきかについても助言していただきました。



## 協会としての取組み

### ●宮崎県中小企業診断士協会と当協会経営支援部との意見交換会

令和6年4月19日（金）、当協会の2階会議室にて一般社団法人宮崎県中小企業診断士協会と当協会経営支援部との意見交換会を開催しました。

この会議は県中小企業診断士協会と当協会との連携を強化するとともに、当協会の専門家派遣事業について意見交換を行うことにより支援体制の一層の充実を図るため開催したものです。

当日は県中小企業診断士協会に加入する中小企業診断士21名（現地参加16名、WEB参加5名）、当協会職員9名の合計30名が参加しました。

会議においては、まず、当協会から専門家派遣事業の概要、当協会の新たな取組みである多職種専門家派遣事業の説明を行いました。その後、県中小企業診断士協会と当協会職員にてディスカッションを行い、参加された中小企業診断士から「専門家派遣事業の概要が理解できた。多職種専門家派遣事業にも前向きに取り組みたい。」とのご意見をいただきました。



## 創 業 支 援

### ●資金繰り表作成ワークショップの開催

令和6年7月23日（火）、延岡市中小企業振興センターにて中小企業診断士の下松孝裕氏、竹崎大祐氏を講師としてお招きし、「資金繰り表作成ワークショップ」を開催しました（一昨年の宮崎市、昨年の都城市に続く3回目）。

当日は、県内事業者や支援機関の職員、合計18名にご参加いただきました。

ワークショップ開催前には当協会職員より「宮崎県信用保証協会の紹介と事業の資金調達について」をテーマに講義いたしました。

ワークショップでは、参加者の方に自社の帳簿等をご持参いただいた上で、実際に資金繰り表を作成することで、資金繰り表作成の方法や計数管理の重要性について理解を深めていただくことを目指しました。

参加いただいた方からは、「実際に作成してみると多くの気付きがあった」、「可視化の重要性を再認識できた」等のご意見をいただき、盛況のうちに終了いたしました。



## 勉強会・研修会

### ●市町融資制度担当者事務会議の開催

令和6年9月26日（木）、県内18市町の制度融資担当者20名を当協会にお迎えし、中小企業融資制度担当者事務会議を開催しました。

冒頭に、当協会より信用保証の概要や近年の保証動向について説明を行い、その後は照会事項などの情報交換が行われました。また、質疑応答では、各自治体が抱える疑問点や悩み事などについて、多くの自治体から説明や助言をいただくなど活発な意見交換が行われ、盛会のうちに終了しました。



### ●TKC九州会宮崎支部と宮崎銀行との情報交換会への参加

11月から12月にかけて計6地区で開催されました「TKC九州会宮崎支部及び宮崎銀行との地域別交流会」に、当協会から27名が参加しました。

各研修会では、当協会から保証制度や経営者保証非徴求の取組みなどについて説明させていただき、TKC九州宮崎支部及び宮崎銀行から、事業者支援における様々な取組みについて説明がなされました。

開催日	地区	開催日	地区	開催日	地区
11/14（木）	都城地区	11/19（火）	小林地区	11/28（木）	日向地区
11/15（金）	西都地区	11/26（火）	延岡地区	12/10（火）	宮崎・油津地区



## ●J-FLEC（金融経済教育推進機構）による金融経済教育研修

令和7年1月15日（水）にJ-FLEC（金融経済教育推進機構）の二宮清子氏を講師としてお招きし、役職員向けの金融経済教育研修を開催しました。

J-FLECとは、「金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき2024年4月に設立された認可法人で、全ての国民の幅広い年齢層に向けた金融経済教育を通じて金融リテラシーの向上に取り組んでいる機関です。

研修は役職員の年齢層に合わせて二回に分けて行われ、二宮氏からはライフステージに応じた家計管理の方法や将来の資産形成に適した制度について、金融トラブルに巻き込まれないための対処法などの解説をしていただきました。世間が空前の投資ブームに沸く中で正しい金融知識を持つことの大切さを学ぶ有意義な研修となりました。



## ●日本政策金融公庫 国民生活事業との情報交換会

令和7年2月7日（金）、日本政策金融公庫 国民生活事業 宮崎支店及び延岡支店と情報交換会を実施しました。

共に中小企業者への支援を行う機関として、創業支援の実績や業種の傾向、最近の相談状況、それぞれの審査ポイント等、様々なテーマについて意見交換を行うことができました。

お客様によっては日本公庫と保証協会を同時にご利用されるケースもあるため、互いの考え方を共有する良い機会となりました。今後も積極的に連携を図り、中小企業者の発展を支援してまいります。



## 地元大学への講師派遣

令和6年11月7日（木）、宮崎産業経営大学の特別講義に当協会職員を講師として派遣しました。

法学部と経営学部の学生約40名を前に、まずは総務部職員から「信用保証協会の業務内容や取組み」について説明を行い、続いて同大学OBである当協会職員から「就職に対する心構えや経験談」についてお話しさせていただきました。

公的機関である信用保証協会の周知・浸透に取り組む活動が、産学官連携の下に広く中小企業者の支援に繋がることを願っています。



宮崎大学と当協会は、平成29年12月に「地域の中小企業の発展並びに地域社会の発展に貢献していくこと」を目的として、業務連携に関する協定書を締結しており、例年、講義への講師派遣等を行うことで連携を図っております。

### ●令和7年1月22日 「自治体政策論」

地域資源創成学部の2年生を対象とした「自治体政策論」の講義に、当協会職員4名を講師として派遣しました。

講義では出席された約50名の学生に対して、信用保証協会の役割や業務内容に加え、同学部卒業の職員による経験談や一日の業務スケジュール等についてお話しさせていただきました。



## 信用保証申込手続きの電子化の開始

### 1. 概要

「信用保証協会電子受付システム」は、全国51の信用保証協会が信用保証申込手続きの電子化を進めるために全国信用保証協会連合会が構築したシステムで、従来は紙で行っていた保証申込手続きを電子化することが可能となります。



### 2. 目的と効果

保証申込手続きの電子化により、申込書類の郵送や持ち込みが不要となることで金融機関の事務負担が軽減されます。また、保証審査のリードタイム短縮により中小企業者へのスピーディーな融資実行が可能となります。

### 3. 電子化開始済の金融機関（令和7年8月末時点）

宮崎銀行、みずほ銀行、宮崎第一信用金庫、延岡信用金庫、高鍋信用金庫、鹿児島銀行、宮崎太陽銀行



## SDGs

令和6年8月8日（木）、当協会会議室において役職員を対象としたSDGs研修を行いました。

今回は宮崎県男女共同参画センターの講師派遣事業を活用し、元国際連合職員の山田成美氏を講師に迎え、SDGsとは何かをテーマにご講演いただきました。講演内では、SDGsの項目の一つであるジェンダーについて具体的な事例も交えて詳しく説明していただきました。



当協会は、昨年10月にSDGs宣言をしております。今後も、SDGsに資する取り組みを推進してまいります。

### ●取組みについて

#### 経済課題への取組み

信用保証	<p>中小企業者のニーズ等に応じた金融支援に取り組み、地域経済の発展に貢献</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsに取り組む事業者を支援する保証制度の創設</li> <li>・創業期の事業者を対象としたセミナーの開催</li> <li>・女性者、シニア、UIターン等に該当する事業者に対し保証料を優遇する保証制度</li> </ul> </div>
経営支援	<p>個社支援の拡充や、資金繰り円滑化への対応によって、中小企業者の成長・発展に貢献</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県中小企業支援ネットワークによる関係機関が連携した取組み</li> <li>・専門家派遣事業等を活用した事業者支援</li> <li>・商談会や事業者向け講演会等の開催</li> </ul> </div> 
ガバナンス	<p>コーポレートガバナンスの取組みによる健全な経営</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除条項」</li> <li>・反社会的勢力との対決</li> <li>・コンプライアンス遵守の徹底</li> </ul> </div>

#### 社会課題への取組み

人材育成	<p>各種研修制度や資格取得により職員のスキル向上に貢献</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・階層別、課題別研修等による職員の知識向上</li> </ul> </div>
働きやすい環境づくり	<p>有給休暇取得の推進や育児休業取得の推進</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のみならず男性の育児休業取得の推進</li> </ul> </div>

地域貢献	県内の大学との連携協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎大学との連携協力協定の締結</li> <li>・大学が行う講義への講師派遣</li> </ul>	 
	就業体験により、学生が仕事やキャリアについて考える機会を提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1day仕事体験の実施</li> <li>・企業説明会の実施</li> </ul>	 

### 環境課題への取組み

デジタル化の推進	ペーパーレス化に取り組むことで資源を守ることに貢献		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証業務の電子化</li> <li>・会議資料のペーパーレス化</li> <li>・使用済用紙のリサイクル</li> </ul>
	クールビズ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年ノーネクタイの実施</li> <li>・ポロシャツ等の着用許可（5月～10月）</li> </ul>
ESG投資	SDGs債等の購入により環境問題解決を側面的支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンボンド・ソーシャルボンド・サステナビリティボンドへの投資</li> </ul>
	電気自動車		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車を導入</li> </ul> 

当協会ではアスクル株式会社のサステナビリティ活動の趣旨に賛同し、「アスクル環境循環プラットフォーム（クリアファイル回収プログラム）」の取組みを開始しました。資源の有効活用やプラスチックごみの削減、海洋生物保護の観点から、プラスチックのリサイクルに関する社会的な関心が高まっていることを受けて開始された事業で、個人を含む事業者から集めた使用済みクリアファイルについて再資源化し、再生ペレットを利用して再製品化する内容になっています。また、クリアファイル送付時の段ボール1箱あたり110円が環境NPO等に寄付される仕組みにもなっています。令和6年度は2回実施し、段ボール4箱分、計64.77kgの使用済みクリアファイルをエコセンターに送付しました。集計の結果、ともに送付した内の99%以上が再資源化されることになりました。令和7年度も引き続き、送付に向けた準備を進めています。

## 広報活動

### (1) 保証月報、ディスクロージャー誌、信用保証のご案内等の作成

当協会からののお知らせや統計資料等を掲載した保証月報を毎月作成し、関係機関に配布しております。また、信用保証制度や当協会に対する理解を深めていただくため、業務内容や事業計画、信用保証の仕組みや各種保証制度一覧を掲載した各誌を作成し、ご案内しております。



### (2) 当協会公式LINEの運用

令和5年4月1日より、情報発信力の強化を目的とし、新たな広報媒体として公式LINEアカウントの運用を開始いたしました。

当協会が発信する保証制度や経営支援メニュー、各種の取組みなど利用者の皆さまにお役立ていただける情報をタイムリーに配信してまいります。



### (3) ホームページの活用

当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内、各種セミナーの開催案内等の最新情報を随時ホームページに掲載しております。



HPはこちら



#### (4) 各種広告媒体の活用

信用保証制度の認知度向上のため、商工団体会報誌や中小企業テクノフェアへの広告等を活用し、幅広い広報活動に取り組んでいます。



宮崎商工会議所ニュース（会報）



中小企業テクノフェア in 九州2024



アミノバイタル®トレーニングセンター宮崎



ニシタチ提灯

#### (5) パンフレットの作成

令和6年度より、当協会の業務内容や制度などの基礎的な情報を説明するためのパンフレットを作成いたしました。

今後の研修会や採用活動等、さまざまな場面で活用してまいります。



#### (6) ノベルティグッズの製作

信用保証制度普及促進のため、壁掛けカレンダー、卓上カレンダー、手帳、トートバッグ、ボールペン、クリアファイルを製作しました。

トートバッグ、クリアファイル、ボールペンについては、当協会のオリジナルキャラクター「ワンポ」を活用し、全てSDGsに資する素材で製作しており、環境に配慮したグッズとなっております。



## 経営者保証に依存しない融資慣行の推進

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者の個人保証を積極的に推進しています。金融機関や自治体等にチラシを配布し、当該融資慣行の認知度向上に向け積極的に取り組んでいます。



### ●経営者保証を不要とする保証の取扱い等について

#### 1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）

次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類型	要件
金融機関連携型	①経営者保証に関するガイドラインにおいて定める「法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること」「法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上、適切な範囲を超えないこと」「法人から適時適切に財務情報等が提供されていること」を確認できる法人であること ②申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保がないプロパー融資の残高がある、またはプロパー融資を同時実行すること ③財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」）を満たしていること
財務型	特定社債保証制度の申込人資格要件（適債基準）を満たしていること
担保充足型	申込人または経営者本人等が所有する不動産の担保提供があり、十分な保金が図られていること

#### 2. 経営者保証を提供しないことを選択できる制度

##### ▼信用保証料の上乗せあり▼

制度名	要件
事業者選択型 経営者非提供制度	①過去2年間（法人の設立から2年経過していない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること ②直近の決算において代表者等への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
事業者選択型 経営者保証非提供 促進特別保証制度 （国補助制度）	③直近決算において債務超過でないこと、または直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと ④上記①と②の要件について、継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ⑤保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること
スタートアップ 創出促進保証制度	①これから法人を設立する創業予定者、法人設立後5年未満の創業者及び法人成り企業（個人創業時代から5年未満）であること ②税務申告1期末終了の創業者については創業資金総額1/10以上の自己資金を有していること

##### ▼信用保証料の上乗せなし▼

事業承継 特別保証制度	①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人、または令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していない法人であること ②資産超過であること ③EBITDA有利子負債倍率が基準値以内であること ④法人・個人の分離がなされていること ⑤返済緩和している借入金がないこと
プロパー融資 借換保証制度	①申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けていること その他要件については、「事業承継特別保証制度」の②～④と同じ

※上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については当協会までお問合せください。

### ◆外部評価委員会とは◆

経営計画や計画に対する運営実績、コンプライアンスへの取組み等について、客観的な評価を行うために設置しており、第三者である弁護士や税理士等、評価に必要な学識を有する中立的立場の委員で構成されています。

## 「令和6年度経営計画」に係る外部評価委員の意見

### 1. 総括

コロナ禍からの社会経済活動の正常化により景気動向も緩やかな改善を示す環境下において、協会経営においては決算の状況等を見る限り健全な財務状態にあると認められる。また、各部門ともに多様で有意義な取組みを実践しており、信用保証協会に求められている役割をしっかりと果たしていると評価できる。今後コロナ禍で毀損した中小零細企業の倒産等が増加することも見込まれるが、外部環境の変化に的確に対応しながら引き続き広範な支援をお願いしたい。

### 2. 重点課題についての評価

#### (1) 保証部門

「伴走支援型特別保証」や「経営力強化保証」など事業者にとって有益な保証制度を活用し、積極的な資金繰り支援を行っている。その結果、計画値以上の保証承諾や保証債務残高の維持など実績も認められ評価できる。創業支援についても前年並みの実績を計上し、フォローアップにも積極的に取り組んでいる。事業承継支援については、事業承継・引継ぎ支援センターと連携しながら、継続して対応をお願いしたい。

#### (2) 経営支援部門

信用保証協会の中でも特に国から期待されている部門であるが、金融機関の手の届かない事業者を対象とした訪問ヒアリングや経営サポート会議の実施など多方面な活動をされ、その結果も認められる。中小企業支援ネットワーク事業において3つの事業に積極的に取り組み、特にワークショップでは人材の雇用促進に貢献しており評価できる。経営支援の効果検証について、途中経過ではあるが達成度合いを見ると良い結果がでており、専門家派遣利用企業へのアンケートでも事業者の満足度の高さが窺え評価に値する。なお、結果の原因分析を行い、今後の経営支援の材料として活かしてもらいたい。

#### (3) 期中管理部門

延滞発生先や事故報告先への早期着手や早期把握の取組みにより実績もでており、初動体制の強化が十分に機能していることが認められ評価できる。事故報告先に対する経営支援策の提案については事業の状況や経営者の意思など難易度が高いと思うが、持続的な経営の安定に資する取組みであり、今後も継続してもらいたい。

#### (4) 回収部門

倒産や債務整理の増加に伴う代位弁済の増加が見込まれる状況下において、同部門はさらに重要な部門になってくるものと思われる。担保・保証人に依存しない融資慣行が進み回収環境の悪化は否めないが、初動体制の充実や地道な回収業務などにより前年度に引き続き計画値を達成しており評価に値する。また、求償権分類作業においては、従来の時期を指定した定期作業から債務者と接触があったタイミングでの随時作業に変更するなど事務の効率化にも取り組まれており評価したい。

#### (5) その他間接部門

総務部門は人材確保や検定試験等を活用した人材育成に取り組まれたことに加え、働きやすい職場づくりの取組みを推進したことで健康企業の認定を受けるなど評価に値する。企画部門は関係深化のために金融機関等との研修会を数多く実施するとともに、地元大学の講義で金融・経済教育に取り組まれるなど地域への貢献も認められる。システム部門は積極的にデジタル化を推進され保証申込の電子化も進んでおり、引き続き信用保証の利便性向上に努めてもらいたい。コンプライアンス部門は職員の意識向上を目的とした内部研修を実施したほか、信用保証の不正利用防止に向けた取組みを実践しており評価できる。

## 令和7年度経営計画

## 1. 経営方針

## (1) 経営環境

## 1) 宮崎県の景気動向

県内の景気動向は総じて緩やかに回復しつつある。個人消費は物価高の影響がみられるものの、緩やかに回復しつつある。生産活動は食料品工業が横ばいの状況のなか、海外需要の減少などの影響がみられ、電子部品・デバイス工業などが弱い動きとなっており弱含んでいる。雇用情勢は有効求人倍率が安定的に高い水準で推移しており、緩やかに改善しつつある。法人企業の設備投資は、製造業・非製造業ともに増加の見込みを示している。また、本県の主要産業である観光については、インバウンドの回復の遅れはみられるものの、着実に回復が進んでいる。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって回復していくことが期待されるが、物価高や金融資本市場の変動などの影響に注視していく必要がある。

## 2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

景気は緩やかに回復しつつあるが、大企業と比較して経営体力や財務基盤の弱い中小企業・小規模事業者については、コロナ禍からの業績回復が進む企業と経営不振から抜け出せない企業の二極化が進んでおり、その結果、国内における2024年の企業倒産（負債額1千万円以上）は1万件を超え、県内においても件数・金額ともに昨年実績を大きく上回っている。このような環境下において、当協会における返済緩和債権や代位弁済の先数・金額についても同様に増加している。

コロナ禍で余儀なくされたゼロゼロ融資による借入の返済負担に加え、慢性的な人手不足や賃上げ、物価高や資金調達コストの上昇など企業収益を圧迫する材料は多岐にわたることから、引き続き動向に注視していく必要がある。

## (2) 経営方針

信用保証協会には、様々な課題を抱える事業者の実情に応じたきめ細やかな支援が求められており、財務改善等の経営改善支援のみならず、創業支援等も含めた広義の経営支援や事業再生支援などを行っていく必要がある。また、各支援機関等と密に連携し、金融機関に適切な期中管理や経営支援・事業再生支援等を実施するよう促していくことに加え、自らも主体的に取り組んでいく必要がある。

このため、令和7年度は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中で、物価高や人手不足等の影響により依然として厳しい状況に置かれている事業者への資金繰り支援はもとより、一歩先を見据えた早期の経営改善・事業再生・再チャレンジ支援に積極的に取り組んでいく。

また、業務運営の健全性や透明性の確保などがバナンスを一層強化するとともに、常に法令等遵守の意識を持ち、多様化するニーズに的確に応えることができる人材の安定的確保と育成、業務効率化のためのデジタル化の促進などに取り組んでいく。

## 2. 重点課題

## 【保証部門】

## (1) 現状認識

社会経済活動は平時に戻りつつあるが、物価高や人手不足等の影響を受け事業者の経営環境は引き続き厳しい状況にある。このような中で事業者を支えるためには、資金調達の円滑化を図りつつ、金融機関や

関係機関等と連携した適切な資金繰り支援、創業支援、事業承継支援を行うことが重要である。

また、事業者の思い切った事業展開や創業者・事業承継者を後押しするために、引き続き経営者保証に依存しない融資慣行の確立に取り組むことも重要である。

## (2) 具体的な課題

- ①事業者の実情に応じた金融支援
- ②創業者・事業承継者への支援
- ③経営者保証に依存しない融資慣行の確立

## (3) 課題解決のための方策

### ①事業者の実情に応じた金融支援

現在も物価高や人手不足等の影響で厳しい経営環境にある事業者に対しては、返済緩和や借換えなど実情に応じた資金繰り支援に取り組む。また、新たな資金需要に対しては、国や県の「経営力強化保証制度」など、事業者に有益な制度を活用した金融支援に取り組む。そして、保証審査時には経営支援の必要性も意識しながら審査を行い、早期の経営支援に繋げる。

これらの実情に応じた金融支援を行うために、定期的に金融機関本部を訪問し支援姿勢の共有を図る。さらに、金融機関主催の勉強会に積極的に参加し、担当者同士で認識を共有することで金融の円滑化を図る。

また、事業者や金融機関の利便性向上のために行っている「信用保証協会電子受付システム」が、安定運用できる体制を作っていく。

### ②創業者・事業承継者への支援

創業者や事業承継者に対しては、支援機関が実施するセミナーに参加し、関連する保証制度等の利用を促す。また、申込みの際には、国の施策等を活用し、経営者保証の免除を積極的に推進する。

さらに、創業保証利用後間もない事業者に対しては、モニタリングを実施し専門家派遣等の利用を促すなど事業の成長を後押しする。

### ③経営者保証に依存しない融資慣行の確立

事業者の資金調達時における経営者保証に依存しない融資慣行の確立のため、金融機関だけでなく支援機関にも「経営者保証改革プログラム」の一層の浸透を図る。

また、既存保証先を含む協会担保設定先で経営者保証免除が可能な先については、協会自らが提案を行うなど経営者保証に依存しない融資を促進する。

## 【経営支援部門】

### (1) 現状認識

コロナ禍後も、飲食業やサービス業を中心に物価高や人手不足等の影響が続いている中、保証付融資の割合が高い事業者などに対し、早期に経営支援策を講じることが求められている。

このため、返済緩和などの条件変更時はもとより、保証審査時から経営支援を意識するとともに、従来から実施している企業訪問などのプッシュ型支援も継続し、関係機関とも連携しながら、早期の経営改善着手につながるような取組みを更に推進していく必要がある。

また、当協会が行う経営支援策の中心となる専門家派遣については、支援効果の検証結果も踏まえ、より充実した内容になるよう改善を図っていく必要がある。

### (2) 具体的な課題

- ①経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等への早期着手に向けた取組み
- ②「宮崎県中小企業支援ネットワーク」を生かした、構成機関との連携による事業者支援への取組み
- ③経営支援の効果検証と、支援効果向上に向けた取組み

### (3) 課題解決のための方策

#### ①経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等への早期着手に向けた取組み

返済緩和などの条件変更時はもとより、保証審査時から経営改善を意識した審査を行うとともに、事業者や金融機関が経営課題の解決に向けた経営改善に前向きに取り組んでもらえるよう丁寧に対応する。

事業者や金融機関との目線合わせ、経営課題の見える化、経営支援メニューの決定などのための経営サポート会議を開催し、当協会が行う専門家派遣や、必要に応じて直接的・間接的に活性化協議会への持込みを行うなど、できるだけ速やかに具体的な経営支援が行われるよう取り組む。また、正常入金中の先についても、経営状態が後退しているにもかかわらず経営改善支援を受けることなく事業継続を断念することが無いようにするためにも、プッシュ型支援を継続する。

経営支援を行うも経営改善の進捗が思わしくない事業者に対しては、効果が期待できる伴走型支援などを再検討しつつ、金融機関や活性化協議会などと連携して、事業再生・再チャレンジ支援等も提案していく。

#### ②「宮崎県中小企業支援ネットワーク」を生かした、構成機関との連携による事業者支援への取組み

事務局を共に担う県と協力し、事業者の経営力強化や経営課題解決に役立つセミナーの開催、情報の発信、並びにネットワーク構成機関の支援スキル向上に資する勉強会や研修会などを提案し実施していく。

また、多種多様な経営課題の解決に対応していくため、専門性を有するネットワーク構成機関との連携を大いに活用しながら、事業者に対する経営支援の最適化と支援効果の最大化を図っていく。

#### ③経営支援の効果検証と、支援効果向上に向けた取組み

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」において情報開示することとなり、当協会が設定した「アウトカム指標」及び目標・達成状況により、経営支援の効果検証を行う。

また、検証結果を様々な角度から考察し、今後の専門家派遣事業をより良いものにするのはもちろんのこと、経営支援のあり方全般に生かせることがあれば、積極的に取り入れ改善に繋げていく。

#### 【アウトカム指標及び目標】

国の経営支援強化促進補助金を活用した専門家派遣事業により企業診断報告書や経営改善計画書を作成した事業者について、売上高・営業利益が増加した事業者数の割合を指標とし、終了翌年度以降の指標がそれぞれで50%超、両方で30%超を維持して推移することを目標とする。

### 【期中管理部門】

#### (1) 現状認識

新型コロナ関連融資の返済が進む中、物価高や人手不足等の影響もあって、業績の改善が遅れている事業者の約定返済の遅れや運転資金がショートする可能性があるといった相談が散見される。正常化に向けた対応を行うだけでなく、根本的な収益力の改善に資する経営改善への取組みも促す必要がある。

また、事業再生手続きの多様化に伴い、関係者の意向を確認することなく手続きが開始されるケースなども出てきていることから、他債権者などとも連携して対応していく必要がある。

#### (2) 具体的な課題

- ①初動対応の徹底と、金融機関並びに事業者への経営改善取組みに向けた働きかけ
- ②多様化する事業再生手続きへの対応

#### (3) 課題解決のための方策

##### ①初動対応の徹底と、金融機関並びに事業者への経営改善取組みに向けた働きかけ

延滞管理や事故報告先管理はともに初動対応が重要であり、これまで同様、事象把握後に速やかに状況を把握するとともに、事象の解消に向けた働きかけを行う。他方、事故報告先のうち代位弁済が不可避である先については、速やかに代位弁済手続きを進めるとともに、回収方針についても判断する。

また、延滞先や事故報告先の中で経営改善に向けた取組みがなされていない先については、金融機関

並びに事業者に対し、根本的な収益力の改善に資する取組みなどに向けた働きかけを強化していく。

## ②多様化する事業再生手続きへの対応

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した再生案件が増加しつつある中、債権者を含めた合意形成がなされないまま事業資産の処分などが行われ、その後に同ガイドラインの活用表明がなされるケースも出てきていることから、事業者の状況や至る経緯などを的確に把握し、同ガイドラインの趣旨に則って手続きが行われるよう、他債権者とも連携して対応していく。

## 【回収部門】

### (1) 現状認識

コロナ禍後も物価高や人手不足等の厳しい事業環境が続いており、体力に乏しい、あるいは経営者が高齢といった事業者の息切れ型の金融事故が増加傾向にある中で、ほとんどの保証付融資が無担保・無保証人であることなどから、今後も求償権回収における環境は厳しさを増す傾向にある。このため、関係人の状況を的確に見極めた上での効率的な回収事務への取組みが求められる。

また、求償権先への対応においても、事業再生・再チャレンジ等を常に意識しながら取り組む必要がある。

### (2) 具体的な課題

- ①業務の効率化を図りながら、回収の最大化を図る
- ②事業再生・再チャレンジ支援等を意識した取組み

### (3) 課題解決のための方策

- ①業務の効率化を図りながら、回収の最大化を図る

代位弁済後すぐに、事前に決定した回収方針に則り回収手続きを開始する。また、膠着状態にある先については、現地調査をはじめとした情報収集を行うなど、関係人の状況を詳細に調べた上で他に取うる回収手段がないか見極める。

分割弁済先については、弁済額の上積みにも固執することなく、関係人の実情に応じて一部弁済による連帯保証人免除措置等も含めた早期解決に向けた提案も行う。他方、回収が見込めない先については、管理事務停止並びにその後の求償権整理手続きを計画的に進めていく。

求償権管理事務の基本となるのはCOMMONシステムの顧客データ、求償権分類及び債権管理システムであり、データ更新を要する事象発生の都度、もれなく、正確に登録事務を行うことにより効率的な事務を遂行する。

その他、定期報告物など特に手作業を要して作成しているものについては、要不要を含め見直しを図る。

- ②事業再生・再チャレンジ支援等を意識した取組み

対象となる事業者については、状況確認の上、自主再建に向けた取組みの促進や求償権消滅保証を検討する。場合によっては、M&Aや廃業支援についても専門家の知見を借りながら、関係機関と連携して取り組む。

## 【その他間接部門】

### (1) 現状認識

信用保証協会の社会的責任を果たしていくためには、業務運営の健全性や透明性の確保などガバナンスを強化するとともに、コンプライアンス、事業継続計画及び地域経済や社会の持続的な発展への課題解決に向けた取組みが必要である。

また、事業者の実情に応じた細やかな支援を継続して実行していく体制を確保するためには、職員の計画的な採用のほか、多様なニーズに的確に応えることができる人材の育成や業務効率化を実現するためのデジタル化にも取り組む必要がある。

さらに、事業者にとって有益な情報や信用保証協会の様々な取組みについて効果的かつタイムリーに発

信していくとともに、職員の健康管理のための働きやすい職場環境づくりやメンタルヘルスケアに取り組むことも求められる。

## (2) 具体的な課題

### 〈総務部門〉

- ①多様化する業務に対応できる人材の育成
- ②満足度の高い職場づくりに向けた環境の整備

### 〈企画部門〉

- ①信用保証制度の安定的な運用
- ②人材確保への取組み
- ③広報活動の充実と積極的な情報開示

### 〈システム部門〉

- ①デジタル化及びペーパーレス化による業務改善の推進
- ②保証申込電子化の推進と安定運用

### 〈コンプライアンス部門〉

- ①役職員のコンプライアンス意識の向上
- ②反社会勢力等の協会不正利用防止に向けた取組みの強化

## (3) 課題解決のための方策

### 〈総務部門〉

- ①多様化する業務に対応できる人材の育成

信用保証協会に求められる業務は年々多様化・複雑化していることから、変化に対応できる人材の育成が求められる。そのためには全国信用保証協会連合会研修への派遣を中心に、信用調査検定・中小企業診断士の取得サポートに注力する。さらに、各支援機関への出向等により経営支援能力の習得に取り組む。また、内部研修を定期的で開催し業務知識の底上げを図るとともに、経営計画とリンクした個人目標を設定することで協会が求める能力に応じた職員の能力向上に取り組む。

- ②満足度の高い職場づくりに向けた環境の整備

有給休暇や育児休暇の取得を推進することでワークライフバランスの向上に努めることに加え、健康診断やストレスチェックを実施し心身の健康づくりを促進することで健康経営宣言の上位認証取得に取り組む。また、計画的な設備更新を行い執務環境の整備を図るとともに、自然災害に強い安心して働くことができる職場環境を整える。

### 〈企画部門〉

- ①信用保証制度の安定的な運用

事業者支援のための各種施策や新たな保証制度について、その趣旨や導入背景をしっかりと理解するとともに、円滑な運用ができるよう内外問わず確実な情報提供を徹底し、迅速かつ積極的な活用に繋げていく。また、事業者の実情に応じたきめ細やかな支援を実施していくために、県・市町村を始めとした関係機関・団体と連携・協働し常に情報共有しながら、信用保証制度の安定的な運用に取り組んでいく。

- ②人材確保への取組み

公的機関として社会に信頼され必要とされ続けていくためには、多様なニーズに的確に応えていくことができる組織体制の維持と、それに向けた人材の安定確保が重要であることから、引き続き企業説明会や仕事体験会などを効果的に実施し、計画的な採用活動に取り組んでいく。

### ③広報活動の充実と積極的な情報開示

イメージキャラクターである「ワンプ」を積極的に活用しながら既存の広報媒体を一層充実させるとともに、新たな広報媒体を検討し、事業者にとって有益な情報を迅速かつ分かりやすく、効果的に発信していく。加えて、大学講義などの金融・経済教育やSDGsの取組みを通じて、信用保証協会の認知度を高めていく。

また、経営支援を始めとする様々な施策への取組み実績を公表することにより、信用保証協会に求められる役割を再認識し、取組み内容の工夫や改善を行うことで経営支援などの充実を図る。

### 〈システム部門〉

#### ①デジタル化及びペーパーレス化による業務改善の推進

「デジタル化推進のためのロードマップ」に基づき、デジタル化及びペーパーレス化による業務改善を進める。具体的には、文書管理システム及び電子決裁システム（ワークフロー）の導入を推進する。

#### ②保証申込電子化の推進と安定運用

事業者及び金融機関の利便性向上のため、「信用保証協会電子受付システム」の円滑な導入と安定運用に努める。

### 〈コンプライアンス部門〉

#### ①役職員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンス・プログラムに基づく研修やチェックシートを活用するとともに、法令等遵守の重要性を周知し、コンプライアンスへの意識向上に取り組んでいく。

#### ②反社会勢力等の協会不正利用防止に向けた取組みの強化

全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や公知情報等々を基に構築しているデータベースを活用し、警察等関係機関とも連携を図り、組織一体で不正利用の排除と防止に取り組んでいく。

## 3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	40,000	100.0	64.8
保証債務残高	172,200	97.8	89.7
保証債務平均残高	181,400	98.1	93.0
代位弁済	2,500	88.8	113.8
実際回収	300	100.0	94.3
求償権残高	896	114.4	107.8

## 宮崎県信用保証協会のコンプライアンスについて

信用保証協会は、信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となって、コンプライアンスの実践に取り組んでおります。

「信用保証協会倫理憲章」を基本的な柱として、平成16年6月に「コンプライアンス・マニュアル」を策定。その内容は①コンプライアンスの実践に係る基本方針、②具体的な行動規範、③コンプライアンス体制と組織、④協会及び役職員が遵守又は注意しなければならない主な法律等、にて構成されています。

「コンプライアンス・プログラム」に基づく  
コンプライアンス態勢強化の取組み

1. コンプライアンス・プログラムの策定は、理事会の承認事項としています。
2. 役員の積極的な取組み姿勢
3. 監事による法令遵守状況のチェック
4. コンプライアンス委員会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
5. 各種コンプライアンス研修会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
6. 全職員に対して、コンプライアンス・チェックシートを実施し、コンプライアンス違反の有無をチェックしています。

## 信用保証協会倫理憲章

信用保証協会は、国および地方公共団体の支援のもとに、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにより、中小企業と金融機関とを結ぶ「架け橋」として、中小企業の振興と地域経済に貢献します。

そのため、信用保証協会は、社会からの揺るぎない信頼の確立を得られるよう、高い自己規律に基づき更なる努力を続けてまいります。

信用保証協会の  
公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い  
信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの  
厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

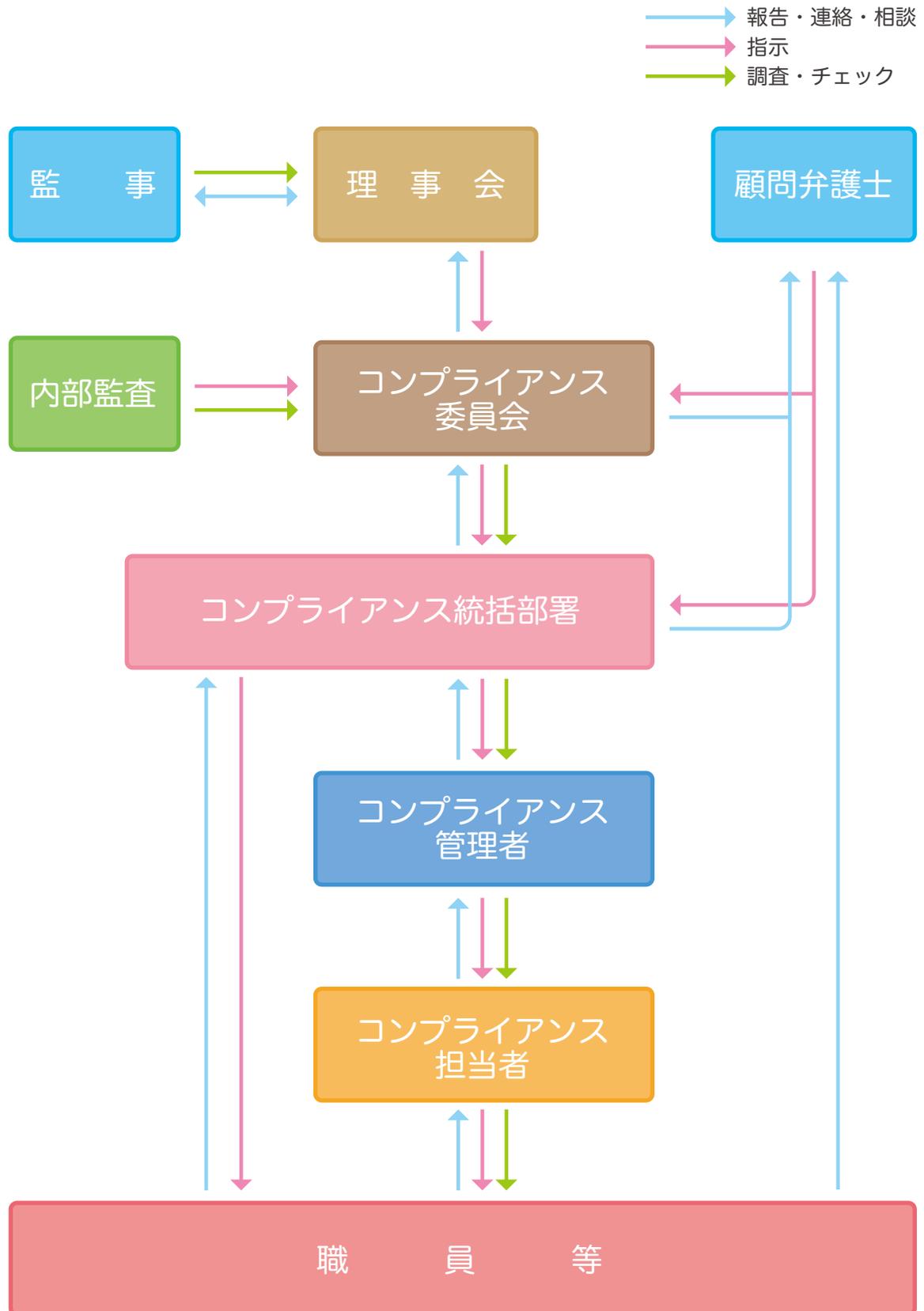
## 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固対決します。

## 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

## コンプライアンス組織体制図



宮崎県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日、法律第196号）に基づく法人であり中小企業等の皆様（以下、「お客様」といいます。）が金融機関から貸付等を受ける際に、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもってお客様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

## 1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## 2 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会のホームページ（または備え付けのパンフレット）「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記利用目的以外には利用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示いたしません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用いたしません。

## 3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 4 個人情報保護の維持・管理

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 5 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検を行います。

## 6 個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等定める場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口を設置しております「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

## 7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記窓口にご相談ください。調査確認のうえ、法令等に定める場合を除き、訂正又は削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者へ提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 6、7の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8. (3) 開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

## 8 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## 9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

### お問い合わせ

住 所 宮崎市宮田町2番23号  
 電話番号 0985-24-8251  
 部署名 総務部 総務課



## ご利用いただけるお客様

## (1) 企業規模要件

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等 (建設業、運送業、不動産業を含む)	3 億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く	3 億円以下	900人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業・飲 食 業	5 千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5 千万円以下	200人以下
医療を主たる事業とする法人	—	300人以下

(注1) 組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、または、その構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

(注2) 特定非営利活動法人(NPO法人)は、常時使用する従業員数が該当することが必要です。

## (2) 対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどがご利用になれます。

ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法において対象となっていない業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けることが必要となります。

## (3) 区域要件

○個人の場合 住居または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業

○法人の場合 本店または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業

※ただし、保証制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

## 原則として保証を受けられない方

- ・信用保証協会（他の信用保証協会を含む）に求償債務が残っている主債務者・連帯保証人（ただし、事業再生保証、求償権消滅保証の対象となる中小企業者等を除く）
- ・信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方（ただし、再生計画に基づき、支援対象となる中小企業者等を除く）
- ・銀行取引停止処分中の方
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・金融斡旋屋等の第三者または暴力団関係者が介在する場合

・反社会的勢力等と当協会が判断した場合

※信用保証のご利用にあたっては、金融機関ならびに当協会の審査があり、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。

## 保証の内容

### (1) 保証限度額

個人・法人・医療法人	組 合
<b>2億8,000万円</b> (無担保保証8,000万円含む)	<b>4億8,000万円</b> (無担保保証8,000万円含む)

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。尚、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、居住要件、納税要件等)

※国の施策による特別の資金を対象とした保証(特別保証)で、上記の保証とは別に制度毎に限度額が定められています。

### (2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

**運転資金** 原材料の仕入れ、買掛金の決済、人件費等、事業運営に必要な資金

**設備資金** 機械の購入、店舗の改装、修理等、事業運営に必要な資金

※対象外資金 …… 生活資金、住宅資金、投機資金、借入金返済資金等  
(ただし、保証協会が特に認めた場合を除く)

### (3) 連帯保証人

**法人の場合** 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要とします。

**個人の場合** 原則として連帯保証人は不要とします。

尚、制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

また、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合があります。

### (4) 担 保

必要に応じて、担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券及び流動資産などです。

### (5) 各種保証制度

各種の保証制度については、保証協会窓口に備え付けの「信用保証のご案内」に掲載しておりますのでご確認ください。当協会のホームページにも掲載しております。

## 責任共有制度について

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

### 責任共有制度とは

従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

### 金融機関の負担割合

金融機関の責任負担割合は2割、信用保証協会の責任負担割合は8割となります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

#### 負担金方式

◎ 保証時



◎ 代位弁済時



残高の全額（100%）について保証協会が代位弁済しますが、事後的に約20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

#### 部分保証方式

◎ 保証時



◎ 代位弁済時



残高の80%部分について保証協会が代位弁済しますが、残りの20%については金融機関の負担となります。

### 対象となる制度

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

#### 責任共有制度の対象外となる保証

- (1) 経営安定関連特例保険（セーフティネット）1号～4号、6号を付保する保証
  - (2) 災害関係特例保険を付保する保証
  - (3) 創業関連特例保険を付保する保証
  - (4) 危機関連特例保険を付保する保証
  - (5) 東日本大震災復興緊急特例保険を付保する保証
  - (6) 特別小口保険を付保する保証
  - (7) 事業再生保険を付保する保証
- 以上（1）～（7）は信用保険の種別による対象除外
- (8) 小口零細企業保証制度（国の全国統一小口保証制度）及び同制度を準用した地方自治体の制度
  - (9) 求償権消滅保証
  - (10) 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- 以上（8）～（10）は信用保証制度による対象除外

## 信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。この信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、金融機関から融資を受ける際、金融機関を通じてお支払いいただきます。信用保証料率は、中小企業者の経営状況を踏まえた料率体系とし、基本となる保証料率を0.5%～2.2%(責任共有制度対象外の場合)の範囲で9区分に細分化しております。

尚、信用保証料以外の手数料（調査料、相談料、斡旋料）等は一切いただいておりません。

### 信用保証料率

基本となる保証料率は、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により算定した下記の区分により定め、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

#### 【リスク考慮型基準料率表】

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
(特殊保証)	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
責任共有外保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
(特殊保証)	1.87%	1.70%	1.53%	1.36%	1.15%	0.94%	0.77%	0.60%	0.43%

※特殊保証は、極度保証（手形割引根保証）、当座貸越根保証及び事業者カードローンに適用します。

※CRDとは … 経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（credit risk database）」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業の財務データを収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

※経営状況により保証料率が上がる場合、下がる場合があります。また、最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定しております。



## 9

## 主な信用保証制度の紹介

## 信用保証制度の種類 (令和7年4月1日時点)

## ●協会制度●

制度名	資金用途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
一般保証	運転・設備	個人・法人 2億円	原則20年以内	金融機関所定	0.45%~1.90%
事業者カードローン	運転・設備	100万円以上 2,000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39%~1.62%
当座貸越根保証	運転・設備	100万円以上 2億8,000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39%~1.62%
流動資産担保融資保証	運転・設備	2億円	根保証1年間 個別保証1年以内	金融機関所定	0.68%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円	10年以内	金融機関所定	(1~4,6号) 0.80% (5,7,8号) 0.70%
事業再生計画 実施関連保証	経営改善 サポート保証	個人・法人 2億8,000万円	一括返済1年以内 分割返済15年以内	金融機関所定	責任共有制度対象 0.8% (対象外 1.0%)
	経営改善・ 再生支援強化型				0.30%
スタートアップ創出 促進保証制度	運転・設備	3,500万円	10年以内	金融機関所定	1.20%
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証	運転・設備	法人 8,000万円	一括返済1年以内 分割返済10年以内	金融機関所定	0.60%~2.25%
プロパー融資借換特別保証	借換資金	法人 2億8,000万円	10年以内	金融機関所定	0.45%~1.90%
経営力強化保証	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内	金融機関所定	0.45%~1.75%
協調支援型特別保証	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円	10年以内	金融機関所定	(基準料率) 0.45%~1.90% (国補助有) 0.23%~1.43%

## ●宮崎県中小企業融資保証制度●

制度名	資金用途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
創業・ 新分野進出 支援貸付	運転・設備	3,500万円	運転7年以内 設備10年以内	1.00%~1.50%	0.40%
					0.60%
					0.40%~1.35%
経営安定貸付	運転・設備	5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.20%~2.20%	0.45%~1.65%
経営支援 貸付	運転・設備	5,000万円	10年以内	1.20%~2.20%	0.45%~1.65%
		1億円	15年以内	1.00%~1.70%	0.10%
		運転3,000万円 設備5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.00%~1.70%	0.40%~1.50%
災害対策 貸付	運転・設備	運転3,000万円 設備5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.00%~1.70%	0.40%~1.50%
				1.00%~1.50%	0.20%~0.75%
				1.00%~1.50%	0%
				1.00%~1.70%	0.40%~1.50%
農業ビジネス進出支援貸付	運転・設備	5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.20%	0.60%
経営者保証非提供促進貸付	運転・設備	運転3,000万円 設備5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.00%~2.20%	0.40%~2.00%
経営力強化貸付	運転・設備	5,000万円	運転5年以内 設備7年以内	1.20%~1.70%	(5号) 0.25% (一般) 0.40%~1.05%

●市・町制度●

制度名		資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
宮崎市	中小企業融資	一般資金	1,000万円	7年以内	2.15%	0.00%~0.65% (市補助)
		緊急経営支援資金	500万円		1.75%	
	短期資金	300万円	1年以内	1.80%		
	創業支援資金	融資	1,500万円	10年以内	1.80%	
都城市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	0.00%~0.65% (市補助)
	小口零細企業融資				1.60%	0.00%~0.85% (市補助)
延岡市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	2.00%	0.00%~0.65% (市補助)
	小規模企業特別融資				1.60%	0.00%~0.85% (市補助)
日南市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	2.00%	0.00% (市補助)
	小口零細企業特別融資				1.80%	
小林市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転5年以内	2.00%	
	小口零細企業特別融資			設備7年以内	1.80%	
日向市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	10年以内	2.00%	
	小規模企業特別融資				1.80%	
串間市	小規模事業者融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	2.00%	
	小口零細企業融資				1.80%	
西都市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転7年以内	2.05%	
	小規模事業者特別融資			設備10年以内	1.85%	
えびの市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	2.00%	
	小口零細企業融資				1.80%	
三股町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	7年以内	2.00%	
	小規模企業特別融資				1.60%	
高原町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内	2.00%	
	小規模企業融資			設備7年以内	1.80%	
国富町	小規模事業者特別融資	運転・設備	500万円	運転7年以内	2.00%	
	小規模事業者小口融資			設備10年以内	1.80%	
綾町	中小企業者特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内	2.00%	
	小規模企業者特別融資			設備7年以内	1.80%	
高鍋町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内	2.00%	
	小口零細企業融資			設備7年以内	1.80%	
新富町	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転7年以内	2.00%	
	小規模企業特別融資			設備10年以内	1.60%	
木城町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内	2.00%	
	小規模企業特別融資			設備7年以内	1.60%	
川南町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内	2.00%	
	小口零細企業融資			設備7年以内	1.60%	
都農町	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転7年以内	1.80%	
	小規模企業特別融資			設備10年以内	1.60%	
門川町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	7年以内	2.00%	
	小口零細企業融資				1.80%	
高千穂町	中小企業者特別融資	運転・設備	500万円	運転7年以内	2.00%	
	小口零細企業融資			設備7年以内	1.90%	
日之影町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転7年以内	2.00%	
	小口零細企業融資			設備7年以内	1.90%	
五ヶ瀬町	中小企業者特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内	2.00%	
	小口零細企業融資			設備7年以内	1.90%	

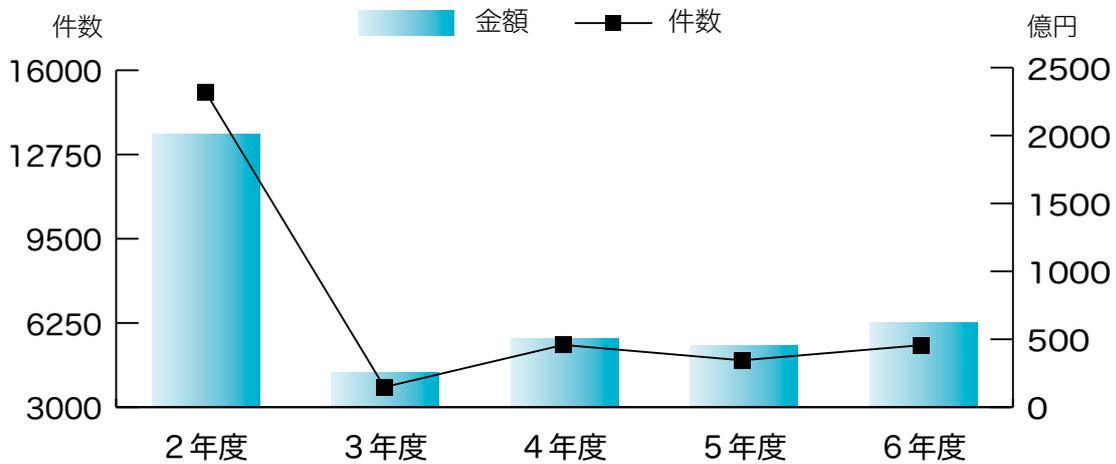
\* 事業者選択型経営者保証非提供制度に係る保証料の上乗せ分について

- ・ 事業者負担 … 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、西都市、日向市、串間市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、川南町、門川町
- ・ 町負担 … 高鍋町、新富町、木城町、都農町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

◆ この他にも多数の保証制度を取り扱っております。保証協会HP (<https://www.miyazaki-cgc.or.jp>) 「保証制度」のページに各制度の詳細を掲載しておりますので、ご活用ください。

## 近年の業務実績（5カ年分）

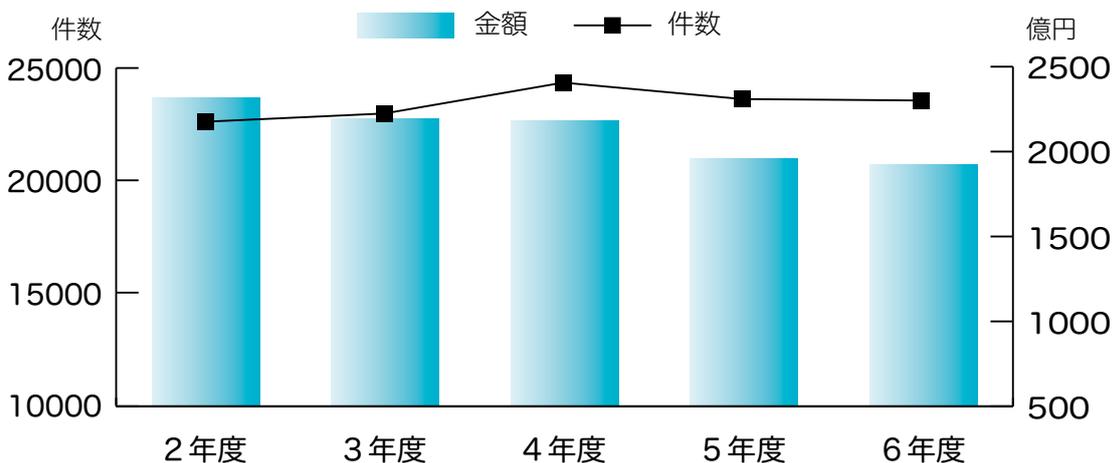
## 保証承諾



(単位：件、億円)

年度	件数	金額	前年比
2	15,162	2,007	575.8%
3	3,775	258	12.8%
4	5,403	502	194.6%
5	4,809	456	90.9%
6	5,392	619	135.8%

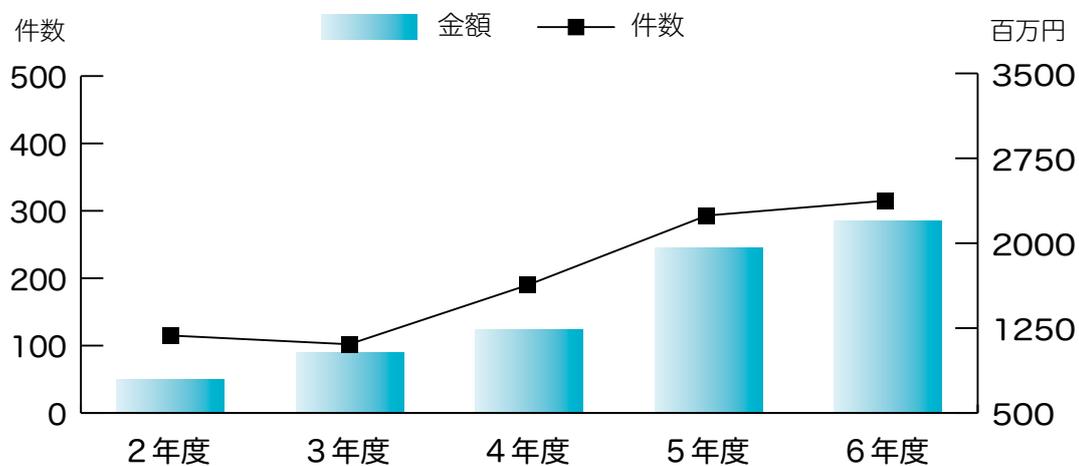
## 保証債務残高



(単位：件、億円)

年度	件数	金額	前年比
2	22,610	2,318	278.1%
3	22,976	2,193	94.6%
4	24,350	2,184	99.6%
5	23,619	1,959	89.7%
6	23,555	1,923	98.2%

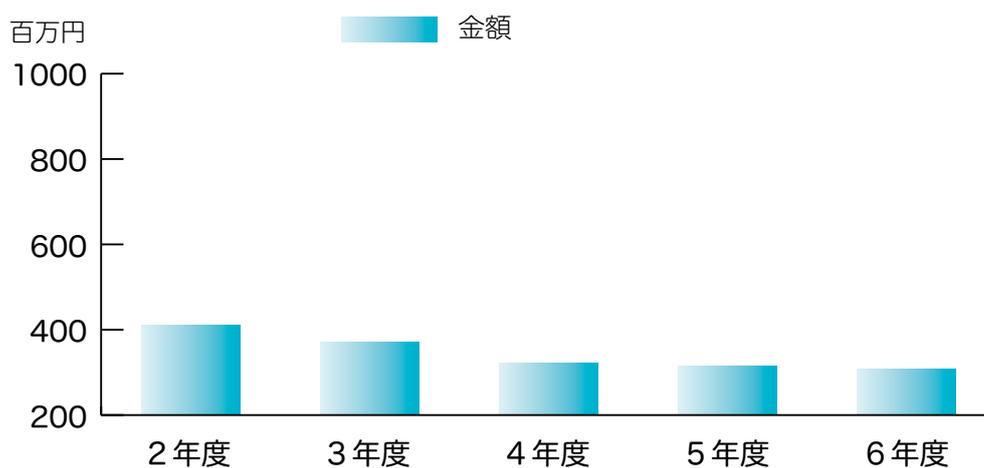
### 代位弁済（元利計）



(単位：件、百万円)

年度	件数	金額	前年比
2	115	797	105.6%
3	102	1,030	129.3%
4	190	1,240	120.3%
5	293	1,959	158.0%
6	315	2,196	112.1%

### 求償権回収金（元損計）

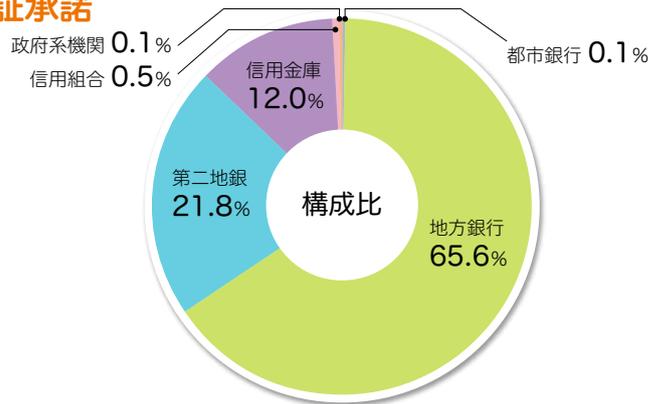


(単位：百万円)

年度	金額	前年比
2	411	119.3%
3	389	94.7%
4	333	85.6%
5	316	94.8%
6	308	97.4%

# 保証承諾統計（3カ年分）

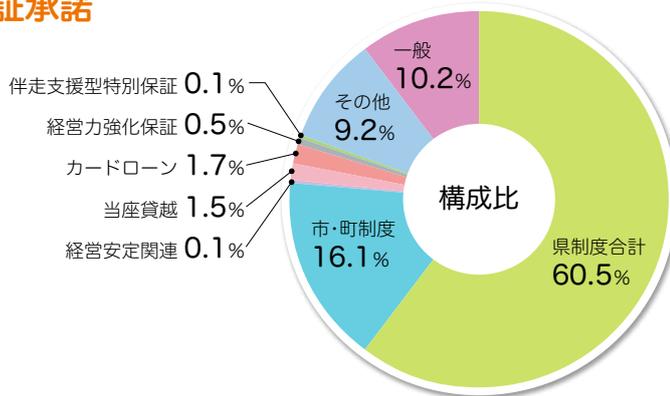
## 金融機関群別 保証承諾



区 分	4年度		5年度		6年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
都市銀行	2	25	0	0	1	50	0.1%	-
地方銀行	2,820	32,034	2,467	29,519	2,924	40,634	65.6%	137.7%
第二地銀	1,321	11,383	1,061	8,909	1,207	13,480	21.8%	151.3%
信用金庫	1,205	6,339	1,243	6,807	1,210	7,448	12.0%	109.4%
信用組合	53	346	35	338	47	292	0.5%	86.4%
政府系機関	2	24	3	36	3	35	0.1%	96.8%
その他	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
合 計	5,403	50,152	4,809	45,609	5,392	61,939	100.0%	135.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

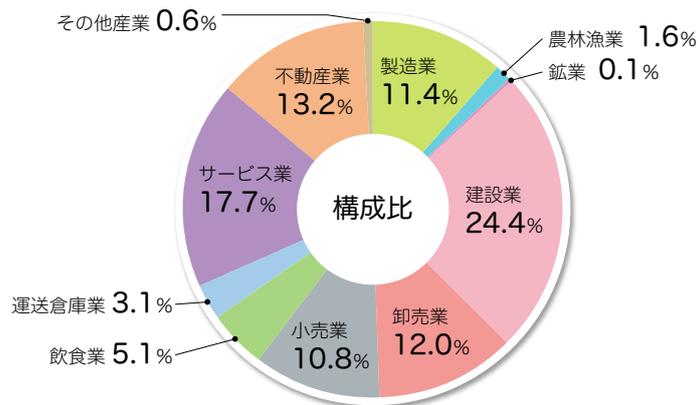
## 制度別保証承諾



区 分	4年度		5年度		6年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
経営支援貸付	124	1,970	749	16,883	1,089	24,342	39.3%	144.2%
経営安定・小規模企業経営安定貸付	439	4,786	618	6,810	804	10,079	16.3%	148.0%
経営力強化貸付	1	50	0	0	77	1,540	2.5%	-
創業新分野進出支援貸付	49	414	52	380	61	528	0.9%	138.9%
農業ビジネス進出支援貸付	3	51	12	136	18	153	0.2%	112.5%
緊急経営対策貸付	1,944	25,875	127	1,607	17	280	0.5%	17.4%
その他	18	231	20	342	26	579	0.9%	169.3%
(県制度合計)	2,578	33,377	1,578	26,158	2,092	37,501	60.5%	143.4%
市・町制度	1,904	7,209	2,258	8,803	2,477	9,998	16.1%	113.6%
経営安定関連	4	47	0	0	2	50	0.1%	-
根 保 証	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
当 座 貸 越	43	834	60	994	53	935	1.5%	94.1%
長 期 経 営	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
カ ー ド ロ ー ン	141	775	167	905	262	1,079	1.7%	119.2%
特 定 社 債	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
流 動 資 産 担 保	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
経営力強化保証	0	0	0	0	14	339	0.5%	-
伴走支援型特別保証	3	18	1	9	3	38	0.1%	422.2%
その他	515	3,944	491	4,037	206	5,670	9.2%	140.5%
一 般	215	3,949	254	4,704	283	6,327	10.2%	134.5%
合 計	5,403	50,152	4,809	45,609	5,392	61,937	100.0%	135.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

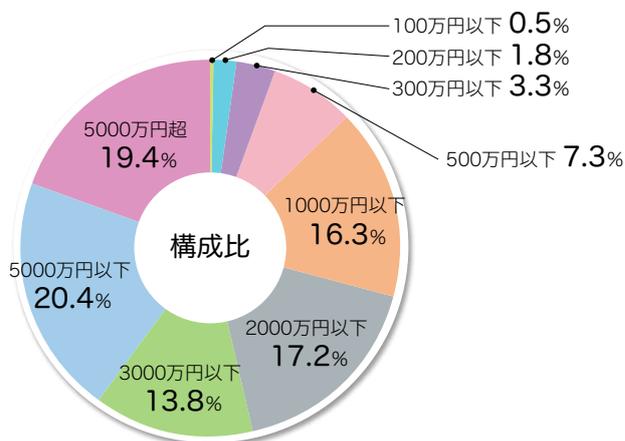
## 業種別保証承諾



区 分	4 年度		5 年度		6 年度		構成比	前年度比
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
製 造 業	596	6,707	458	5,588	514	7,033	11.4%	125.9%
農 林 漁 業	133	1,732	116	1,156	92	1,014	1.6%	87.7%
鉱 業	5	135	2	100	3	75	0.1%	75.0%
建 設 業	1,497	12,961	1,319	10,882	1,501	15,133	24.4%	139.1%
卸 売 業	487	6,631	358	4,932	434	7,435	12.0%	150.8%
小 売 業	781	6,135	669	5,030	696	6,667	10.8%	132.5%
飲 食 業	447	1,919	371	2,291	403	3,128	5.1%	136.5%
運 送 倉 庫 業	170	2,430	103	2,069	112	1,940	3.1%	93.8%
サ ー ビ ス 業	1,002	8,145	1,058	9,369	1,130	10,961	17.7%	117.0%
不 動 産 業	228	3,035	297	3,954	454	8,206	13.2%	207.5%
そ の 他 産 業	57	323	58	237	53	348	0.6%	146.8%
合 計	5,403	50,152	4,809	45,609	5,392	61,940	100.0%	135.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

## 金額別保証承諾

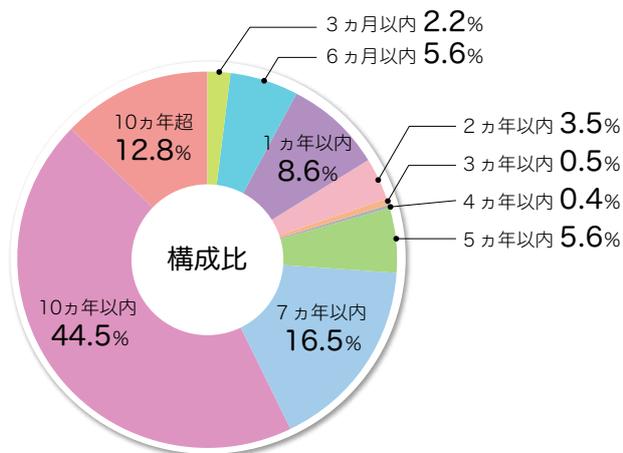


**平均保証金額** 【4年度】9,282千円 【5年度】9,484千円 【6年度】11,487千円

区 分	4 年度		5 年度		6 年度		構成比	前年度比
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
100万円以下	417	360	362	321	333	281	0.5%	87.5%
100万円超～200万円以下	703	1,243	635	1,114	632	1,117	1.8%	100.3%
200万円超～300万円以下	803	2,282	767	2,176	736	2,066	3.3%	94.9%
300万円超～500万円以下	983	4,412	949	4,250	1,014	4,520	7.3%	106.4%
500万円超～1,000万円以下	1,284	10,861	1,079	8,912	1,221	10,095	16.3%	113.3%
1,000万円超～2,000万円以下	630	10,175	492	7,862	667	10,648	17.2%	135.4%
2,000万円超～3,000万円以下	389	10,979	231	6,117	323	8,570	13.8%	140.1%
3,000万円超～5,000万円以下	131	5,429	207	8,639	302	12,649	20.4%	146.4%
5,000万円超	63	4,411	87	6,218	164	11,992	19.4%	192.9%
計	5,403	50,152	4,809	45,609	5,392	61,938	100.0%	135.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

## 期間別保証承諾



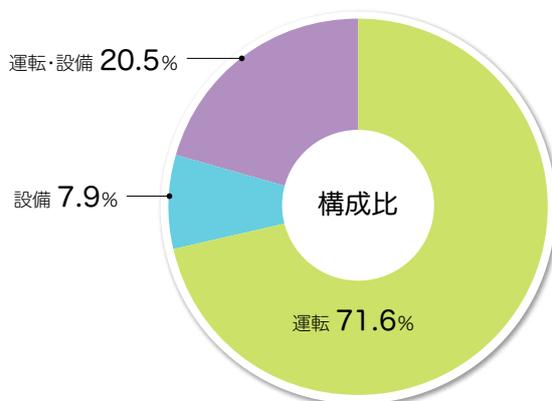
### 平均保証期間

【4年度】75.1ヶ月 【5年度】71.6ヶ月 【6年度】77.0ヶ月

区 分	4年度		5年度		6年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
3ヵ月以内	84	502	135	922	168	1,341	2.2%	145.4%
3ヵ月超～6ヵ月以内	168	1,455	222	2,173	320	3,449	5.6%	158.7%
6ヵ月超～1ヵ年以内	539	5,774	461	5,190	391	5,324	8.6%	102.6%
1ヵ年超～2ヵ年以内	377	2,098	481	2,460	368	2,146	3.5%	87.2%
2ヵ年超～3ヵ年以内	231	2,118	142	374	107	303	0.5%	81.0%
3ヵ年超～4ヵ年以内	70	309	64	195	82	240	0.4%	123.1%
4ヵ年超～5ヵ年以内	787	5,721	615	2,680	668	3,440	5.6%	128.4%
5ヵ年超～7ヵ年以内	1,438	8,436	1,496	7,972	1,704	10,189	16.5%	127.8%
7ヵ年超～10ヵ年以内	1,586	20,633	1,018	19,165	1,336	27,552	44.5%	143.8%
10ヵ年超	123	3,106	175	4,478	248	7,954	12.8%	177.6%
計	5,403	50,152	4,809	45,609	5,392	61,938	100.0%	135.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

## 資金使途別保証承諾

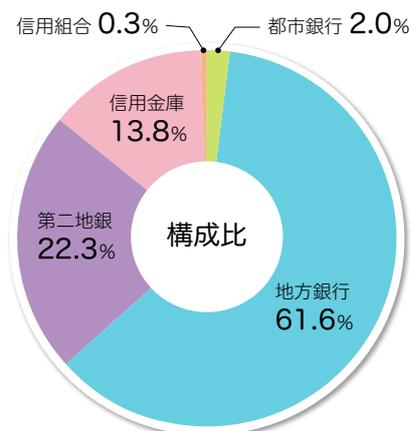


区 分	4年度		5年度		6年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
運 転	4,176	40,891	3,308	33,616	3,680	44,348	71.6%	131.9%
設 備	569	3,109	701	4,237	751	4,867	7.9%	114.9%
運 転・設 備	658	6,152	800	7,755	961	12,724	20.5%	164.1%
合 計	5,403	50,152	4,809	45,609	5,392	61,939	100.0%	135.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

# 代位弁済

## 金融機関別代位弁済



### 平均代位弁済額

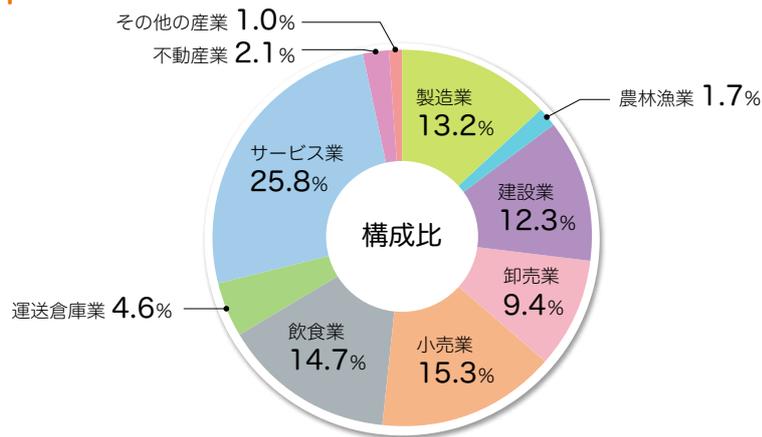
【4年度】6,526千円 【5年度】6,687千円 【6年度】6,972千円

区 分	4年度		5年度		6年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
都 市 銀 行	0	0	1	13,832	1	44,457	2.0%	321.4%
地 方 銀 行	103	874,922	150	1,184,430	159	1,353,684	61.6%	114.3%
第 二 地 銀	43	235,520	73	342,959	78	488,668	22.3%	142.5%
信 用 金 庫	43	121,492	64	373,849	75	302,484	13.8%	80.9%
信 用 組 合	1	7,916	5	44,144	2	6,786	0.3%	15.4%
政 府 系 機 関	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
合 計	190	1,239,850	293	1,959,214	315	2,196,079	100.0%	112.1%

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



## 業種別代位弁済



区 分	4年度		5年度		6年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
製 造 業	19	131,824	21	246,934	41	289,299	13.2%	117.2%
農 林 漁 業	5	37,903	7	115,976	5	36,971	1.7%	31.9%
鉱 業	0	0	1	27,726	0	0	0.0%	-
建 設 業	32	195,116	60	446,346	53	269,208	12.3%	60.3%
卸 売 業	27	352,913	29	274,223	22	205,806	9.4%	75.1%
小 売 業	42	186,658	45	215,038	59	336,998	15.3%	156.7%
飲 食 業	17	42,597	58	191,421	62	323,704	14.7%	169.1%
運 送 倉 庫 業	0	0	11	87,359	8	100,889	4.6%	115.5%
サ ー ビ ス 業	39	216,968	52	306,156	56	566,232	25.8%	184.9%
不 動 産 業	4	66,254	4	18,718	5	45,034	2.1%	240.6%
そ の 他 の 産 業	5	9,617	5	29,317	4	21,937	1.0%	74.8%
合 計	190	1,239,850	293	1,959,214	315	2,196,078	100.0%	112.1%

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



# 11

## 役員・組織体制

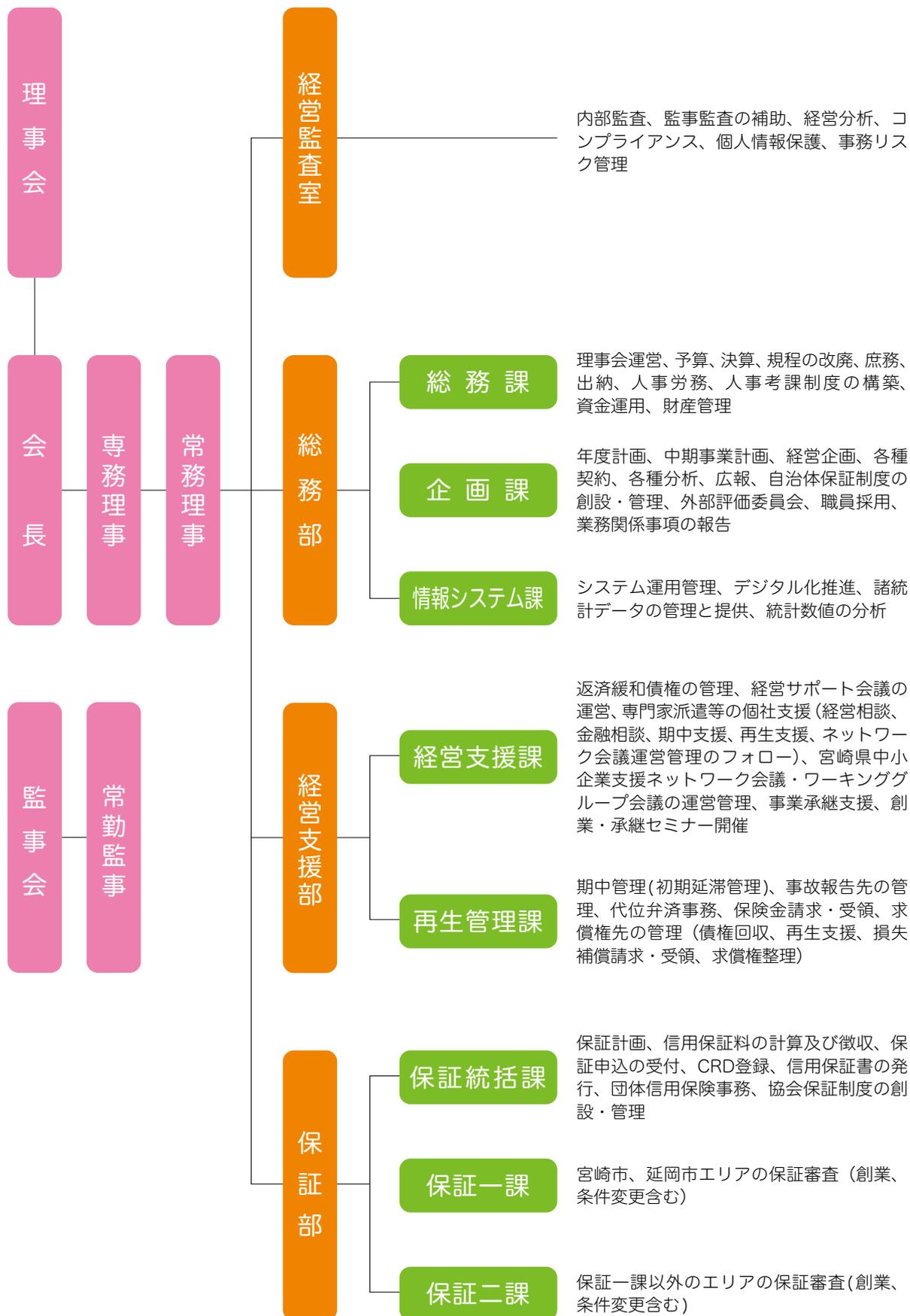
### 役員名簿

(令和7年4月1日現在)

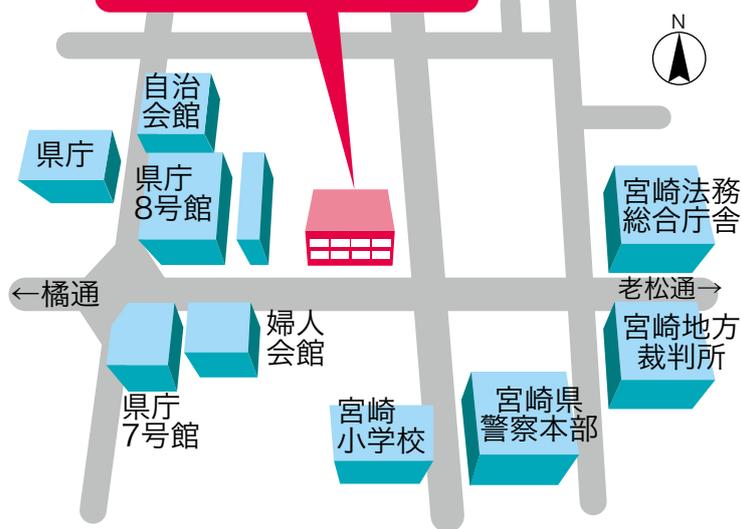
役職名	氏名	備考
会長	横山 浩文	常勤
専務理事	福山 裕茂	常勤
常務理事	水谷 洋三	常勤
理事	児玉 浩明	非常勤 宮崎県商工観光労働部長
理事	清山 知憲	非常勤 宮崎市長（宮崎県市長会）
理事	杉田 浩二	非常勤 株式会社宮崎銀行頭取
理事	黒木 浩	非常勤 株式会社宮崎太陽銀行頭取
理事	板垣 衛	非常勤 宮崎県信用金庫協会会長
理事	山崎 政尚	非常勤 商工組合中央金庫宮崎支店長
理事	米良 充典	非常勤 宮崎県商工会議所連合会会頭
理事	淵上 鉄一	非常勤 宮崎県商工会連合会会長
理事	堀之内 芳久	非常勤 宮崎県中小企業団体中央会会長
監事	柳原 和行	常勤
監事	工藤 経芳	非常勤 公認会計士
監事	半渡 英俊	非常勤 木城町長（宮崎県町村会）

# 組織機構図

(令和7年4月1日現在)



## 宮崎県信用保証協会



## 連絡先

〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号

総務部	TEL.(0985)24-8251	FAX.(0985)32-2187
保証部	TEL.(0985)24-8253	FAX.(0985)24-8102
経営支援部 経営支援課	TEL.(0985)89-0022	FAX.(0985)22-4155
経営支援部 再生管理課	TEL.(0985)24-8252	FAX.(0985)22-4155

### 宮崎県信用保証協会のホームページ

当協会のホームページには、信用保証に関する基本的なことや各種保証制度のご紹介など、保証に関する情報を幅広く掲載していますので、是非ご利用ください。

<https://www.miyazaki-cgc.or.jp>

# Miyazaki Guarantee Report 2025



ディスクロージャー誌2025

## 令和7年度 宮崎県信用保証協会の現況

令和7年8月発行  
宮崎県信用保証協会 総務部 企画課  
〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号  
TEL:0985-24-8251 FAX:0985-32-2187  
<https://www.miyazaki-cgc.or.jp/>

HP

LINE公式アカウント

